

釈文

SD一九〇〇溝

6 A B X · 6 A B Y

一九三六・關々司前解近江國蒲生郡阿伎里人大初上阿〔伎カ〕勝足石許田作人

・同伊刀古麻呂大宅女右二人左京小治町大初上等阿曾弥安戸人右二
送行乎我都鹿毛牡馬歳七里長尾治都留伎

656×36×10 6011

過所符（通行証明書）。平安時代の僧円珍の将来した唐の過所符が園城寺に伝来しているが、八世紀のものは、これがはじめて。大宝令では過所符は「便に随い竹木を用う」とされていた（令集解公式令内印外
印等事案所引古記）。この木簡は旧下ツ道の西側溝から二片に折れて発見された。年代は後述するように位階の表記と国郡里制（郷里制施行前）による表記法によって、大宝元（七〇二）年と靈龜元（七一五）年の期間のものといえることができる。下限の靈龜元年は、これ以後過所符に諸国印を捺すよう規定し、便により過所符に竹木を用いることを原則として禁止した年でもある。

『公式令過所式』には過所符の書式を定めている。過所符には渡行の理由、どの関を越えてどの国に行くか、官位姓名、年齢、本属、従人(百姓の場合は某国郡里人、姓名・年齢)、奴・婢の名、携行品、馬牛匹数特徴、年月日、所司の許可などを記す必要があった。そして、この過所符を請うには、百姓はその本部官司である郡司に、官人は本司に辞・牒を呈する。これを勘査して認められた時は、さらに国司又は京職に送り、決裁を仰ぐことになっている。この場合、過所二通を作成し、一通は職国に留めて案とし、一通を渡行人に交付するのを令の建前とした(関市令)。職国に留めた過所符の案は伊勢国計会帳(延暦二年)にみえる(瀧川政次郎「過所考」上・中・下、『日本歴史』第一一八一―一二〇号。この中で唐過所、日唐の差、過所の申請・発給などの手続、律、令過所制について詳細に考察している)。

「関々司前解」という表現は藤原宮木簡にみられる「御前申……」(奈良県教育委員会『藤原官跡出』土木簡概報、木簡番号第三号)や「大夫前白……」(同三)と同じ表現である。「関々の司の前に解す」は近江国蒲生郡から京に往来する時、経過する関司に充てたものであろう。当時関が三関以外にもあったことは、たとえば大坂・竜田山の関(日本書紀天武八・一)や川口関務所など(七九参照)によって確かめられる。過所符提出人の本貫地「蒲生郡阿伎里」は『和名抄』では「安吉」と表記しており、東寺文書でも「蒲生郡安吉郷」(平安遺文「一三三九号」)とみえる。「阿伎勝足石」はこの地方に勢力をもっていた一族であったことが後世の史料からわかる(続日本後紀承和七・九・壬辰、宇野茂樹「近江国阿伎」、『史迹と美術』第三五号参照)。「大初上」は裏面の笠朝臣弥安の位階も「大初上」と記し、「位」を脱落しているが前述のように大宝令による表記法である。「田作人」は阿伎勝足石の許で田作に従事している意で、彼らが京の笠朝臣弥安の戸の人であれば、これは出作人の史料としては注目できる。「同伊刀古麻呂大宅女」の「同」の意は、(表)の田作人の意か、同姓の阿伎勝の意か決め

難いが、いま田作人の意と理解しよう。この木簡で、最も問題になるのは「左京小治町」である。これについては前述の通り、この過所符が八世紀初期という限られた時代のものであるので、左京が藤原京か平城京かという大問題に直面するのである。この過所符と同じ下ツ道西側溝から発見されたものに、「大野里」木簡(野之)と「五十戸家」或は「五十家」という墨書のある土器がある。大野里は藤原宮木簡の「所布(添)評大里」と同じものとしてよければ(『藤原宮跡出土木簡概報』一四)、『和名抄』の同郡にはみえない郷名で、遷都前の平城京地域の里名を知る資料として注目される。「五十戸家」は五十戸一里制の実施と関係し、五十戸Ⅱ里と表現して「里家」をあらわしている。したがってこの土器は里家、すなわち郡家に対して里長が行政実務を執った家で使用されていたものであろう。大野里木簡にみられる白米も、あるいは里家に収められたものではなからうか。平城京造営にともない消滅した大野里を想定してみると、白米貢進札も里家も同時に廃棄され廃絶したということができよう。このように考えると、この過所符にみられる左京小治町は藤原京と考えることが可能であり、その蓋然性は高い。なお、左京小治町を平城京とする説(田村吉永「平城京址発掘木簡の左京小治町」『大和文化研究』第一〇巻二号)があるが、木簡の年代観からも藤原京と考えるべきであらう。

「笠阿曾弥安」は笠朝臣弥安である(朝臣を阿曾と表記する例は万葉集三八四二・三八四三参照)。「送行乎我都」は乎我都を人名(奴の名か)とする考え方もあるが、今は「我が都ニ送リ行ル」とよんでおきたい。携行する馬の特徴を記し、最後に「里長尾治都留伎」という過所符発行者の名がみえる。

ところで、藤原京に向かうのに過所符をなぜ当地点に廃棄したのであろうか。これを解く鍵の一つとして当

〔奈良朝寺院
の研究〕参照)

SK 一九七九土壙

6 A D F

一九三三・□十二隻

・ 三月□

(241) × 63 × 6 6081

表裏ともに积読した文字以外に墨痕がいくつか認められるから削り取られたものであろう。隻はここでは釘の単位。

一九四四・□^{物*}□□、□□□□

・ □□□□ □□

(162) × (24) × 3 6081

表面第三字目以下の三字は金扁の文字。裏面は左方部の一部を残し剝離。下端のみ完存。

一九五五 □□口裏二箇□

(147) × 25 × 4 6081

物品付札の断片か。上方欠。

一九三六 打合釘廿□

87×17×5 6032

打合釘の付札。

一九三七 □^{〔雲〕}形二枚□堺打下□

6091

銅加工文書の断片か。堺打は銅製品加工の一工程で、毛彫りをさす。正倉院文書には銅物製造工として火作工・真作工・砥磨工・堺打工・金泥工・魚子打工の名がみられる(大日本古文書一六一七)。正倉院には雲花形の鍍金銅板がある(『正倉院御物図録』第一三冊第四二図)。



6091

合点をもつ文書の断片。

一九三九 □平目釘一千六百□

6091

平目釘を書きあげたもの。正倉院文書には「平頭釘」(大日本古文書一五三二六)が散見するが、あるいはこれと同義か。

一九四〇 □^{〔後〕}打合釘百

・斤二兩

81×15×5 6021

後打合釘を重量で表わしたものを。釘は隻で数えるのが一般で、これは製造された後打合釘の重さか、あるいは後打合釘を製造する鉄の重さを書きあげたものかのいずれかであろう。

一四一 磁



(79)×(13)×3 6081

一四二 三寸^{〔半〕}

(93)×21×4 6019

釘の長さを記したもののか。下欠。上方中央に小穴あり。

SK二一〇一土壙

6 A A O

一四三 請飯

番長二人
藏部一人
史生一人

舍人十七人
右依例所請如件

・ 十一月七日安曇田主

189×32×4 6011

飯の請求文書。請求官司は不明であるが、請飯者の中に藏部がいることから、大藏省・内藏寮・主藏監のい

ずれかの官司であろう（蔵部については一五八参照）。保存良好。

一九四六・□□取郷宮鶺

・□□五日 大録ト□□

(26) × (25) × 4 6087

鶺飼に關係する文書か。鶺飼は古くから行なわれていた漁法で、令制では大膳職に雑供戸として鶺飼三七戸がおかれていた（令集解職員、令大膳職条）。養老五年七月大膳職鶺飼戸は停廃されるが（統日、本紀）、八世紀を通じて諸国で鶺飼は行なわれており、また九世紀には内膳司の御厨子所に鶺飼がおかれている（待中群、要卷十）。大録は八省の四等官。上下折損。

一九四六・阿刀田人使 丹比□

・□□□□

(111) × (19) × 2 6087

一九四六・□□蔵部小宅美□人史生□□

・□□納綿三屯

(108) × (8) × 1 6087

蔵部は、大化前代朝廷の倉の事務を掌った倉人をうけつぐ伴部で、令制では大蔵省六〇人、内蔵寮四〇人、主蔵監二〇人が定められ、また神龜五年七月二日に設置された斎宮寮被官蔵部司にもおかれていた（類聚三代格、延喜齋宮）

式。『延喜式』によれば、大藏省・内藏寮の蔵部は、諸禄の支給、諸祭・諸儀式の準備と執行、大藏物の収納、来朝蕃客との交関、藍染などにあたっているが(中務式・監物式・内藏式・式部式・大藏式・宮内式)、蔵部の職掌は基本的には蔵物の収納と考えられている。この木簡は、内容が完全ではないが、蔵部が史生とともに、蔵物の綿の収納にあたったことに関連する文書と考えられる。上下折損、左辺欠。

一九七 從常宮
・ 請雜物

・ 二年

(90)×24×6 6061

題籤軸。卷子の軸の上端を題籤に作りなしたもので、律令文書の整理保存に広く用いられた。公式令には、文書案の目録の整理保存に用いることが定められている(公式令)。また正倉院に数多くの実物が伝えられており、平城宮跡からも、これまで一〇点出土している(概二・三・七)。「請」には「こう」と「うける」の二義があるので、この題籤軸は、某司が常宮からの雑物の請求文書あるいは常宮からの雑物の請け取りをひかえた文書に付したものである。常宮は不詳。『万葉集』には、天平勝宝六年正月七日の東常宮南大殿での肆宴の記事があるが(三四)、この木簡の常宮との関係は不明である。軸部下半折損。

一九八 若狭國遠敷郡
青郷御贄
貽貝一壩

125×24×3 6032

贄の荷札。青郷は『和名抄』の大飯郡阿遠郷に当る。はじめ遠敷郡所属で、天長二年七月大飯郡所属となる(日本紀略)。貽貝はイカヒとよみ(和名抄)、賦役令や『延喜主計式』には、調・中男作物の一種に、貽貝鮓・貽貝後折・貽貝富耶交鮓があり、若狭国は貽貝保夜交鮓を調として納める定めである。八世紀の青郷からの贄品目としては、貽貝のほかにも多比鮓(三九)、伊和志腊(概報三)が知られるが、これら三品目は『延喜宮内式』の若狭国の贄品目にみられない。単位の壩は土器か。このほか御贄の多比鮓の単位に用いられている(三九)。

一九六〇 〔遠カ〕
 〇 敷郡 丹生里人夫膳臣
 御調塩三斗

● 九月十日

(115) × 26 × 4 6019

調塩荷札。人夫は不詳。同様の書式の木簡には、備前国邑久郡香止里人夫の米貢進荷札(概報六)、淡路国津名郡賀茂里人夫の庸米荷札(同七)の二点がある。なお人夫に関する文献上の用例で注意すべきものにつぎのようなものがある。天平七年二月一日弘福寺領讚岐国山田郡田地(大日本古文書七―四四)、天平宝字二年二月二日筑前国早良郡人夫三家連豊継解(同―四一)、宝龜七年二月一日備前国津高郡津高郷陸田売買券(同六―五九一、唐摺などにみえる人夫である。調塩三斗は令制の輸貢量。下折損。

一九五〇 〔若カ〕
 〇 狭國遠敷郡木口

● 天平勝寶二二

(102) × (29) × 4 6019

貢進物荷札。「木口」は木津郷（和名抄）。上端、裏面右側に木簡廃棄後の削りがある。下折損。

● 一九五二 里 戸主口田口口口口口斗斗
三人日口人三口

● 〔天平〕 一八〇〇 十八年七月十四日

(113) × 27 × 4 6059

貢進物荷札。「一五三」と同筆。上折損。下端は丸く削っている。裏面は腐朽著しい。

● 一九五二 里 戸主三人石口戸
家人勝万呂塩三斗三斗

(118) × 22 × 6 6051

調塩の荷札。「一五三」と同筆。下は先端をやや折損。裏面は腐朽甚しい。

● 一九五二 里 戸主額田部方見戸
額田部羊御調塩三斗

● 天平十八年九月口日

130 × 24 × 4 6011

調塩荷札。右辺上部を欠くが、ほぼ原形か。表裏面とも腐朽甚しい。

一九五〇 □□ 二匹今年一匹去年 □□ 六□□ (173) × (8) × 4 6081

一九五〇 播磨國宍粟郡柏^{〔野里_ヲ〕} □□
 ・山部子人米五斗 (163) × (24) × 5 6039

春米の荷札。播磨國宍粟郡の山部は『播磨国風土記』（宍粟郡条）にも二例みえる。右欠、下折損。

一九五〇 玉作郷^{〔戸主玉作_ヲ〕} □□□□ □□□□ (136) × (21) × 5 6039

貢進物荷札。『和名抄』では玉作郷が駿河国駿河郡、下総国匝瑳郡・埴生郡、土佐国安芸郡に、玉造郷が陸奥国磐城郡・玉造郡にみえる。全体に腐朽が甚しい。上端左右の切り込みは原形。

一九五七 二斗 117 × 24 × 6 6032

一九五八 □寶 □□ (93) × (23) × 4 6039

一九五九 事 □□ (68) × (17) × 1 6081

一九六〇・成 成 秀 秀 □^{〔秀カ〕}

成 成 成 成 秀 成

・秀 秀成

秀 成 成 成 成 秀 成

習書。左右下欠。

(97) × (19) × 2 6081

一九六一・□ □ □ □ □ □ □ □

・簀 □ □

「簀」は異体字使用。上欠、下焼痕。

(132) × (14) × 3 6081

一九六二 正月十四日
二月 □ 五日

下原形。上は左肩を欠くも一部原形。

138 × (15) × 3 6081

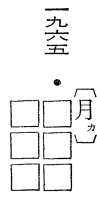
一九六三・□ □ □ □



(163) × (17) × 5 6081

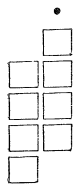
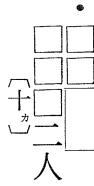


(270) × (16) × 5 6081



(64) × 42 × 3 6061

もと「**一六六**」と同一のもの。のち曲物側板に転用。三個所の横の切れ目は、曲物のためのもの。切れ目のところ
で折れ、二断片となる。



(74) × 44 × 3 6061

一九七
•
□^{〔諸司カ〕}
□^{〔諸司カ〕}
□^{〔諸司カ〕}

84×58×7 6019

一九六
•
□^{〔又カ〕}
□^{〔又カ〕}
□^{〔又カ〕}
見

6091

一九九
•
大 大
□^{〔宅〕}
□^{〔宅〕}

(94)×(23)×2 6081

一九〇
•
□^{〔宅〕}
□^{〔宅〕}

(68)×(8)×2 6081

•
□^{〔宅〕}
□^{〔宅〕}
□^{〔宅〕}

一九二
•
袴 裁

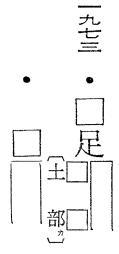
(67)×(15)×2 6081

•
□^{〔袴〕}
□^{〔袴〕}

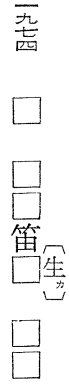
一九三
•
□^{〔國〕}
□^{〔國〕}
□^{〔國〕}
國

(65)×23×2 6081

•
松
□^{〔松〕}
□^{〔松〕}



(47)×(14)×2 6081



6091



6091



6091



6091



6091



6091

土万呂は一九二の土師土万呂と同人か。「廝」は異体字使用(一九〇・一九五も同様)。



6091

仕丁が採薪に従ったことを記したものの。仕丁は五〇戸に二人徴発され、一人は実役に従う立丁、一人は立丁の為に汲炊の労をとる廝に充てられた。この場合、立丁・廝ともに採薪の実役に従っている（人別二荷採薪）。このように廝が立丁同様実役に使役されるようになるのは奈良時代後半のことである（『弥水貞三』「仕丁の研究」『史』。中央学雑誌』第六〇編第四号）。中央官司で使用する薪については、雑令に毎年正月一五日在京官人が薪を進上する御薪の規定があるが（〔四〕参照）、このほか、買得や仕丁の採薪によって調達されていた（〔大日本古文書二二〕一七九、二四一七四、二八一一九）。

一九一 大少録 6091

一九二 自 6091
〔鳥カ〕〔鳥カ〕〔鳥カ〕〔鳥カ〕

一九三 横横 6091

一九四 〔惠カ〕 師東人 6091

一九五 〔二カ〕 人立丁 〔九カ〕 部君 6091
廝弓削

一九六 養養 〔養カ〕 6091

一九八七 □ □ 「馬馬」 6091

一九八八 □ □ 辰万呂 6091

一九八九 □ 進進 「進」 6091

一九九〇 行少丞小田 6091

一九九一 、土師土万呂、春日 □ □ 6091

一九九二 □ 二月二日 6091

一九九三 □ 大奈良 6091

一九九四 □ □ 「連」 6091

一九九五 □ □ 戶主土師 □ □ □ 6091

一九九六 □ 伎万呂 6091

文 积

一九七 殿所役□

一九八 □^{〔平〕}勝寶□

一九九 □ 采

二〇〇 □ 采 □

二〇一 □ 歳□

二〇二 □ 万呂

二〇三 上自□

二〇四 □

二〇五 □ 万呂

二〇六 □ 勝□

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

二〇〇_上 □ 宮 6091

二〇〇_下 □ 足 □ 6091

二〇〇_中 料 6091

二〇一〇 今 □ 6091

二〇一一 □ 秋 6091

二〇一二 □ 6091

二〇一三 左 □ 6091

二〇一四 中 □ 6091

二〇一五 飛炎架釘六十 154×29×5 6032

付札。飛炎架釘は飛炎垂木をうちつける釘である。正倉院文書に垂木(架)をうちつける釘が散見する(大日本古
文書一五)

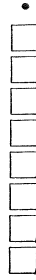
三三〇・
三三一など



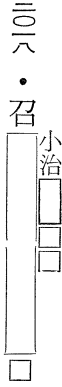
(77) × (9) × 1 6081

〔除徳〕

二〇一七 ・ □ 衣衣蓑蓑莒



(86) × (10) × 5 6081



・ 莫 〔怠〕

(95) × (12) × 4 6081

召状。表は、「召」の下に小治某以下の召喚される人の名を並記し、裏は、「莫怠遅」とか「莫怠緩」とかの召状の常套句を記しているであろう。原文書を半截した右半分の一部が残ったもの。三片に分離。左右・下欠。

二〇一九 皮邊 □

(104) × (10) × 6 6081

二〇二〇 飛炎宇助釘七十 □

(115) × (18) × 3 6081

飛炎宇助釘は飛炎宇助（飛炎垂木を横につなぐ茅負の類）をうちつける釘。正倉院文書に、宇助をうちつける釘がみえる（大日本古文書一五―三三八）。右半のみ残存。上は一部欠くも原形。下欠。

二〇三二 □□應應 □□ (139) × (5) × 5 6081

二〇三三 ・ 秦甘佐 □□^{〔理カ〕}根根廣成寶寶廣廣

・ □□^{〔勝カ〕}秋山 □□百丁 □□^{〔五カ〕}舍人秋秋振振 (470) × (30) × 4 6081

二〇三三 □□ □□ □□ □□ 6091

二〇三四 □□ □□ □□ □□^{〔丹カ〕} 6091

二〇三五 ・ □□ 申 □□ (61) × (8) × 2 6081

・ □□

二〇三六 ・ 參 笠望 □□ □□

• □人□

(47) × (21) × 2 6081

二〇三七 • □人□□□

• □□□

(35) × (7) × 1 6081

二〇三六 □^{〔風ッ〕}□

6091

二〇三九 □空追

6091

二〇四〇 向何

□^{〔綿〕}

6091

二〇四一 □□

6091

二〇四二 □□□

6091

二〇四三 □^{〔主人カ〕}□□
□□者□□列

(81) × (10) × 3 6081

二〇四四 斤二兩々半

(100) × (7) × 5 6081

二〇四四	□□		6091
二〇四三	參「美」□	(72)×(8)×5	6081
二〇四二	「里」□ 「鉢」 _カ □		6091
二〇四一	高宮		6091
二〇四〇	坂上	(31)×(11)×3	6081
二〇三九	□愈□		6091
二〇三八	逆連□□		6091
二〇三七	□語□		6091
二〇三六	□□		6091
二〇三五	謂腊		6091

二四五 斤

二四六 常

二四七 宮

二四八

二四九 少錄

二五〇

二五一 四人各

二五二 員

二五三 風

S K 二一〇二土壙

1601

1601

1601

1601

1601

1601

1601

1601

1601

6 A A O

二〇五四
 □四^{〔作カ〕}今三者

• □□□□足

(128) × (17) × 5 6081

二〇五五 進出百廿

6091

二〇五六 □子三百^{〔六十カ〕}

6091

二〇五七 □^{〔斧カ〕}斧二

6091

二〇五八 十二□

6091

二〇五九 □□道^{〔右カ〕}

6091

二〇六〇 □□平釘□

6091

平釘(延喜木、平頭釘(大日本古文書一)、鷹釘(同二五十二)などの釘の名称が諸史料に散見する。
 (工式)

二〇六一 □□^{〔釘カ〕}

6091

积 文

二〇三三 〇〇〇〇〔麻カ〕

6091

二〇三三 〇〇〇〇足〇〇

6091

二〇三四 〇〇〔巴カ〕水除

6091

二〇三四 〇〇〇〇

6091

二〇三三 〇〇九

6091

二〇三三 〇〇〇〇〔册カ〕

6091

二〇三三 〇〇〇〇〔守カ〕

(78)×(17)×2 6081

二〇三三 吉〇〇

6091

二〇三三 〇〇〇〇〔歳カ〕

6091

二〇三三 〇〇〇〇〔二人カ〕

6091

二〇七一 御

6091

二〇七三 合

6091

二〇七四 ・泉進^{〔上ッ〕}材十二條中^{〔條ッ〕}桁一^{〔條ッ〕}
又八條

・付宿奈麻呂

(161) × 56 × 4 8019

泉津からの建築木材進上に関する文書。泉津は、木津町（京都府相楽郡）付近にあった泉川（木津川）の津で、平城京で使用される木材の集散地であった。例えば、天平宝字三、四年の法華寺阿弥陀浄土院の造営に際して、高嶋山（近江国）、丹波山、伊賀山の山作所で伐採した木材を、筏で宇治川、保津川、木津川を流し、泉津でひきあげ法華寺の現場に運んでいる（〔福山敬男「奈良時代に於ける法華寺」の造営」、『日本建築史の研究』所収〕）。宿奈麻呂は、天平一一年六月四日泉木屋所解にみえる同所の使の文宿奈万呂と同一人か（〔大日本古文書〕）。上端は右肩を若干欠くが原形。下折損。保存良好。

二〇七五 邊附六枚



148 × (7) × 4 6081

辺付は扉構えの部材。扉構えのまわりに、枠をつくって固めている鬮（敷見）・鼠走と組みあう縦の板である。正倉院文書に戸調度の一つとしてあげられている（〔大日本古文書〕一六一―一九七書〕。左右両側欠損。上から三分の一の所で折れ、二

断片となっている。

二〇七六 越前國〔江沼郡カ〕忌浪郷戸主□□□

・人□□□□□小足□□□

(197) × 19 × 2 6051

貢進物荷札。両面とも黒変して文字不明瞭。下端をやや欠く。

二〇七七 〔阿波國カ〕
□□□□□□□□□□

・〔手カ〕秦人猪□□調□□□□□□□□

158 × 21 × 4 6032

二〇七八 〔備前國〕赤坂郡檜□□郷

・白米〔五カ〕□□斗

152 × 21 × 6 6032

白米の荷札。赤坂郡は備前国にみえる。ただし『和名抄』では備前国赤坂郡に「檜□郷」の該当郷名はみえない。白米の輸貢量は通常五斗である。部分的に腐朽があり、墨はうすい。上端左側を欠く。

二〇七九 越前國大野郡調錢

・□貫 天平元十月廿一日

(72) × 24 × 3 6032

調銭の荷札。「銭」の字の下に後筆の墨痕がある。

二〇八〇・播磨國佐用郡調銭一〔貫〕

・ 天平元年

111×(9)×4 6032

調銭の荷札。調の銭納は和銅五年一二月に始められた。貢納地域は初め京と畿内諸国であつたらしく、のち養老六年九月に畿内周辺国に拡大されている(続日本紀)。このほか特例的に行なわれていた地域もあるが、九世紀にはほぼ京・畿内諸国に限られていたようである。播磨と越前(DOME)は養老六年の貢納国の中に入っているが、これら養老六年に定められた諸国が、いつまで調銭を貢納したか他に徴すべき史料がないので、その意味で、これら二点の木簡は貴重である。またこれらの木簡から、調銭が郡単位にまとめて貢納されていたことが知られる。これらの木簡は、郡が一括貢納する際一貫ごとの調銭に付した荷札であろう。調銭の負担額は時代によって異なるが、神龜三年の山背国の例が正丁一人九文であるから(神龜三年山背國愛宕郡計帳、大、日本古文書一三三三、一三三八)、畿外の播磨の場合は京畿内の二倍、すなわち一八文となり、これによれば大野郡の一貫は正丁五五人余分に当る。左欠。

二〇八一 □□周岐里海部 調海藻六斤 神龜五年

(98)×29×2 6039

調の荷札。上半が折損していて国郡名を欠くが、木簡の年紀により周岐里は郷里制下の里であるから国名を

推定することは困難である。木簡に示される調海藻の輸質量は六斤が多い。この六斤は大斤と考えられるが〔解
説〕「一四七」、正丁・次丁・中男などの一人の負担量ではない。海藻の計量には斤両のほかに、籠〔古〕・連・把が用
いられ、海藻一籠〔大日本古文書一六
一七二・八八など〕六斤、二連〔概報六〕六斤（概報六）であつたらしいから、六斤と記された木簡は一籠
あるいは二連つづに荷分けされた海藻に付けられたものであろう。下端原形。

二〇二 沙山進上交易〔材〕

103×32×4 6011

沙山は未詳。ほぼ原形。

二〇三 北□所進

舉鋸十六隻長三寸半 牒□六隻長四寸

□尻塞卅四枚

〔鏝〕二隻

・位并尻塞四枚
合卅二斤

本受鐵卅三斤十兩

損十一斤十兩

神龜六年三月十三日足嶋

303×49×4 6011

鉄製扉金具の製作・進上に関する文書。表裏面とも部分的に腐朽が著しく、差出の「北□所」の中の一字、
「牒」の下の一字、「尻塞」の上の文字などは判読困難である。ここにあげられている鉄製金具類はすべて扉
の付属金具と考えられる。拳鋸は「アゲカスガイ」とよみ（和名抄）、戸締具の一種である。『延喜木工式』に
は「拳鋸一隻〔莖三寸
環六寸〕料、鉄十三両」とみえる。牒とは、両扉の合せ目の隙間をふさぐために付けられる板であ
るが、この木簡の「牒□」は鉄製品であるから、牒をうちつける釘であろうか。正倉院文書に、戸牒をうちつ

けるための釘が散見している(大日本古文書一五十一)。(三三七、三四一など) 尻塞とは釘の類をうちつけ、その先が裏に出た場合、その釘先をおおいかくすために付ける金具である。環は戸の引き手の金輪である(延喜伊勢)。位は居あるいは位金ともみえ、環などをうちつける場合その根元にすえる金具で、史料には、引手(環)・打立・鏝などに関して後塞(尻塞)と一具となってみえる(大日本古文書二五十三七)。(延喜伊勢太神宮式) この木簡では、鉄製金具製作に関して、本受鉄量(四三斤一〇両)、製品となった実量(三三斤)、損量(二斤一〇両)をかきあげているが、このような記載形式は、天平宝字六年造石山寺所鉄充并作上帳(大日本古文書五十六〇一六)と同様である。この木簡はSK2102土壙の性格・埋没年代の決定の重要な論拠となっている。上は小刀で調整しており、下は切りこみをいれて折る。

二〇八四 北□□

I6091

二〇八五 五日甲辰□

I6091

二〇八六 日□〔下カ〕

I6091

二〇八七 冊

I6091

SK2107七土壙

6 A A O

積 文

二〇八

□□

五石九斗

(284) × (27) × 5 6081

92

二〇九

河原郷

□□君山中三斗
□□眞人三斗

181 × (16) × 3 6032

貢進物荷札。『和名抄』では伊賀国山田郡、武蔵国男衾郡に川原郷がある。左欠。

二一〇

鴨鴨鴨

6091

二一一

□□□
□□□^{〔煮ッ〕}

6091

二一二

□大□

6091

二一三

□官

6091

SD二七〇〇溝

6AAC1H

二一四

・民部省召

波多足□山□
贅土師佐美方呂

□□
多祢人

七□□^{〔月〕}□□^{〔日〕}
宮内

111 × 24 × 5 6011

民部省の召喚文書。出土層位から、天平勝宝2天平宝字年間頃のものとして推定される。日付下の「宮内」は文書の充所であろう。この地区の木簡が、多く宮内省関係であることからすると、この木簡は宮内省で廃棄された可能性が強い。贄土師佐美万呂は、正倉院文書(天日本古文書二)、(四〇一・四六五)、『続日本紀』にみえる。天平一七年に大膳職少属従七位下で、天平宝字七年正月に正六位上から外従五位下に昇叙された。「波多足□」は、『続日本紀』にみえる波多真人足嶋か波多朝臣足人であろう。年代からみて妥当なのは足人である。天平一八年四月に従五位下となり、同九月宮内少輔に任ぜられた。天平勝宝六年正月従五位上に昇叙、同七月に備後守となっている。両人は天平末年以後ともに宮内省関係の役職にあり、この召文が宮内省宛てらしいことと矛盾しない。

二〇九五

〔采女司〕
□□□□

(206) × (23) × 7 6081

左右欠。下端部に焼痕がある。文字は極めてうすい。上方部にまるい穴がある。

二〇九六

・「解請 請」
宮内省
「斗」 宮内省省省省省□

・
水司□

(228) × 34 × 5 6019

下半部は上方部に比べ薄く、一枚はいだ形のようになっている。裏面も全体に調整の痕跡なく、はいだ形のまま墨書している。表裏面ともに習書か。

二〇七

木工寮解

〔 〕申請〔 〕

〔木工寮 〕 〕

(115) × 49 × 5 6019

右一行が木工寮解文の正文。木簡が不用になった時に上下を切断し、同文を習書して破棄した。これはその上半部にあたる。木工寮は宮内省の被官で、造營関係を掌った。この地区の木簡には、宮内省関係のものが少なくないが、これもその一つである。

二〇八 仁

(48) × (33) × 2 6081

二〇九

〔 〕

〔物カ〕 〕 〕 〕

〕一人

子祖父

牧手女

豎子所六人 奴

荒 〕

眞木

〕當

逃亡六人 奴三人 婢三人 〕

飯運一人

眞木

子石

〕 〕

人成

栗男 〕 〕

〔益カ〕 〕 〕

〕 〕 〕

〕 〕 〕

今 〕 〕 〕 〕 〕 〕 〕

(700) × 44 × 7 6011

豎子所の奴婢等について、仕事の割当て、逃亡の有無などを記した木簡。豎子所は、天皇・皇后・皇太后などに直属する豎子を統轄する官司である。豎子・豎子所の名は、天平勝宝二年から天平宝字六年の正倉院文書に散見する(豎子所の初見は大日。本古文書三四三九)。豎子・豎子所は、天平宝字七年初頭に内豎・内豎所と改称、神護景雲元年に改組発展して内豎省となった(山本信吉「内豎省の研」『国史学』七一号)。この木簡も出土層位からすればほぼ天平勝宝と天平宝字年間のものである。欠損はあるがほぼ完形。

二〇〇 □□□□□□□□大宮酒□□□□〔二升カ〕
 (200) × (9) × 4 6081

二〇一 □□□□ 四月□□ 四月十五日□□万呂
 (189) × (10) × 4 6081

二〇二 一岡田王 三□□□王
 (191) × (8) × 3 6081

歴名風の木簡。岡田王は、『続日本紀』天平宝字四年五月壬辰条に従五位下から従五位上に昇叙された人物と同一人であろう。この比定は、出土層位とも矛盾しない。

二〇三 ● □□□□□□□□食返□□〔抄カ〕

● □□□□□□□□
 (190) × (7) × 7 6081

二〇四・□月廿八日□

・□曾□□

(125) × (13) × 6 6081

二〇五 官春祭五日 後宮祭六日

(115) × (15) × 17 6081

官(太政官か)、後宮の春祭の日を書き出したものか。左欠。上端部の加工は二次的なものか。

二〇六・舟木□

・私部志□

(50) × 20 × 2 6019

二〇七・更加舍

・壹人

(52) × (28) × 2 6019

二〇八 □所夫六人

(97) × 47 × 1 6081

二〇九

・□
占部黒万呂

物部海上

・麻續眞^{〔手カ〕}
□

合^{〔人カ〕}
□
□

(208) × (22) × 4 6081

歴名風の木簡。右・下欠。

二二〇・方川原盜

・ □

(109) × (12) × 6 6081

裏面下方部に太い墨線がある。文意未詳。左右・下欠。材は厚い。

二二二

□ □ □ □^{〔原カ〕}宿麻呂

(113) × 17 × 5 6081

上下に焼痕がある。上端は刃物をいれて折る。中央部両側には削りとったくぼみがある。

二二三

・由 □ □ □ □

・^{〔謹解申カ〕}
□ □ □ □

(96) × (20) × 8 6081

側面に文字がある。上端は刃物をいれて折っている。裏面は剝離。右欠。

二二三

□ 省受受

(100) × (15) × 1 6081

二二四 □ □六^{〔半カ〕}

(96) × (11) × 4 6081

二二五 随送進



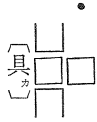
69 × (18) × 5 6081

二二六 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □^{〔倉七カ〕}

(74) × (18) × 3 6081

裏面に家屋と飛鳥の絵がある。家屋は正面三間、中央扉口、両脇連子窓、屋根瓦葺と考えられる。下部に束柱らしいものを描くが、高床か縁を張ったものかは決めがたい。上下折、右欠。SD二〇〇〇溝出土。

二二七 ● □^{〔小カ〕} 治田 □ □



(53) × (21) × 3 6081

二二八 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □^{〔母己カ〕}

(61) × (16) × 4 6081

二二九 ● □ □ □ □ □ □ □ □ □ □^{〔案カ〕}

延暦二年八月〔月〕 (題籤)

(65) × 32 × 7 6061

三三〇・買茄二斗直冊文
廿八日

・買賣茄瓜茄瓜〔百カ〕二〇二百衣衣

(222) × 28 × 4 6019

官司における買物を記録した木簡。裏面は習書。「瓜」は異体字使用。出土層位から天平勝宝、天平宝字年問と推定できる。茄は茄子。茄子は正倉院文書にも随所にみえる〔大日本古文書一三二七・二八〕。正倉院文書によると、茄一斗の価が二〇文であるのは、天平宝字二年前後のことで、木簡の推定年次とも矛盾しない。下欠。

三三一・辛苦之間人夫持少く糧皆食

苦

伍斛伍斗如數進所

・「强强盜」

麥廿半 盜盜盜盜

見十六半
二二
成四半

(140) × (30) × 4 6081

麦の数量を記した部分が本来のもので、その後表裏に習書が加えられている。裏面の「强强盜」は律にも見える罪名。表面の「辛苦之間云々」は、徴発された人夫がその糧を食べつくしたことを述べているとみられる。

諸国の役夫・連脚が糧食の欠乏に苦しんだことは『統日本紀』にもみえる(和銅五・一〇)。「伍斛伍斗云々」も同筆であるが、内容上つながりがあるかどうかは不明。四周は原形をとどめない。表面は右端へかけて薄く削られている。なお、この木簡は出土層位よりすると天平勝宝と天平宝字年間頃のものと考えられる。

三三三 〇五人 四位 四人五位 十五

(141) × (21) × 1 6087

三三三 〇 婦宣飯炊 〇

・ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(112) × (22) × 2 6019

「婦宣」は、「某命婦宣云々」という文言の一部であろう。正倉院文書にも例が多い(例えば大日本古文書一五―一八五)。

三三四 〇 夕料飯一 〇

・ 〇 月十六 〇

(97) × 26 × 3 6081

三三五 〇 十一月 〇 三日

(140) × (33) × 4 6087

三三六 天 〇

(134) × 23 × 3 6081

二二七 □日附山邊□□

(116) × (24) × 2 6019

山辺某は木簡の携行人で、この部分は文書の末尾にあたる。上端は折れ、焼痕がある。左欠。

二二六 ● □ □ 眞虫

(105) × (17) × 3 6081

二二五 □龍^{〔女ウ〕}□

(100) × (17) × 4 6081

二二〇 ● □ □ □ □ □ □

(103) × (15) × 3 6081

● □ □

二三三 □^{〔行ウ〕}大

從六位下行□□

(118) × (53) × 6 6081

二三三 ● □ 七日

● □ □

(112) × (37) × 3 6081

文 積

二二三 夢中□□□□□□□□□□^{眞方}

• □□□□□□□□□□

$$(245) \times (9) \times 4 = 6081$$

二三四 □□□□□^{尔方}東

$$(246) \times (11) \times 3 = 6081$$

二三五 □□^{元方}年七月廿八日

$$(210) \times (15) \times 2 = 6081$$

二三六 □□^{廿一方}□□□

$$(186) \times (12) \times 5 = 6081$$

二三七 寮所^{請方}□□□□□

$$(151) \times (14) \times 4 = 6081$$

二三八 □□□□□高□

$$(139) \times (9) \times 7 = 6081$$

二三九 □□^{解方}□□□

$$(44) \times (14) \times 2 = 6081$$

• □□

二四〇 □ □ □ □ 幸

(26) × (11) × 3 6081

二四一 □ □ ^老万呂

(79) × (11) × 6081

二四二 東嶋武在所

(38) × (5) × 5 6081

二四三 眞 □ □

(105) × (5) × 7 6081

二四四 ・ □ □ 仁 内 □

(14) × (200) × 5 6081

・ □ □ □

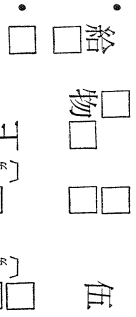
以下三番までは材を横方向に用い、多数の行を記入できるようにした帳簿風のものである。上下欠、左右はともに刃物で削っているが二次的加工か。

二四五 史 □ □ □ □ □ □ □ □

・ □ □ □ □ □ □ □ □

(15) × (135) × 4 6081

二四



$(16) \times (125) \times 3$ 6081

二四



$(12) \times (110) \times 4$ 6081

二四 參 魚

6091

二四 衣 □路御

$(8) \times 84 \times 6$ 6081

二四

難 □ □



$(21) \times (37) \times 4$ 6081

二四

六十五斤 □ □



$(50) \times (12) \times 4$ 6081

三五
 □斗^{〔ハカ〕}



(55) × (11) × 2 6081

三五
 □ □^{〔呂カ〕}

(46) × (7) × 1 6081

三五
 □ 尾張國尾 □ □ □

6091

三五
 □ □ □^{〔北カ〕}

6091

三五
 □ □ □^{〔六カ〕}

6091

三七
 □ 正六位上鳥

6091

三六
 □ 從七位上行少 □

6091

三五
 □ □ □^{〔郷カ〕} 戸主 □

6091

三六
 □ 從五 □ □

6091

二六二 □一□□

6091

二六三 宮内□

6091

二六四 間人連□

6091

二六五 □^{〔宿カ〕}□□

6091

二六六 □□

6091

二六七 □料□

6091

二六八 五斗

6091

二六九 □足□

6091

二七〇 □二人右六人□□

6091

二七一 連倉

6091

二七 万呂 三人 6091

二七 大 6091

二七 八石八 ^[斗カ] ^[廿カ] 6091

二七 典膳 6091

典膳は宮内省内膳司の判官。

二五 人 6091

二五 ・淡路國三原郡阿麻郷戸主 ^[海カ] 戸口同 調塩三斗

・ 平寶字 ^[五カ] 年十月 342×30×11 6032

荷札。阿麻郷は『和名抄』では阿萬(刊本)、阿万(高山寺本)につくる。全体に木肌があれいて、ことに下半部は墨がうすい。

二七 ・備前國兒嶋郡小豆郷

・ □□□□麻呂戸口□□連小人

127×25×7 6032

荷札。『和名抄』備前国児島郡の条には小豆郷がみえないが、『続日本紀』延暦三年一〇月庚午条によると備前国児島郡に小豆島の属していたことが知られる。この小豆郷は小豆島の地を指すと考えられる。なお荷札は、「三斗」の表記からみると、調塩に付したものであろう。

二七 □□^{〔七斗〕}矢田部祢麻呂調□堅魚十一斤十兩□^{〔天斗〕}平元年

(203)×36×4 6039

調の堅魚につけられた荷札。上端は折損、下半部は腐朽しているが下端には一部切り込みの痕跡をとどめる。裏面は腐蝕甚しい。

二七 □□^{〔久斗〕}牛万□□^{〔呂斗〕}

(147)×22×4 6051

二八 □□^{〔天平斗〕}勝寶二年料

(138)×(23)×3 6059

二八 ・ □字四年二月

・ □□

(61)×(14)×4 6081

三三三 丹波國何鹿郡高津郷交易小麥五斗

241×28×5 6031

『延喜民部式』の交易雜物には、丹波国から小麦を輸することはみえない。上端部若干欠損。

三三三 阿波國那賀郡中男海藻六斤 和射

242×23×5 6031

『延喜主計式』に、阿波国中男作物として海藻がみえる。和射は、『和名抄』によると那賀郡管内の郷名で、現在徳島県日和佐町付近にあたる。

三三三 〔播磨カ〕 國佐用郡柏原郷



186×29×4 6051

荷札。二片に分離している。ほぼ完形に近いが、腐蝕が甚しい。米ないし塩につけられたものか。出土層位よりみて天平勝宝く天平宝字頃の木筒である。

三三五 〔那珂郡カ〕 讃岐國調塩一斗

(173)×(17)×9 6019

墨痕は極めて薄い。裏面には文字は認められない。調塩の付札としては郷名以下の表記がなく特異である。

右・下欠。上端は方頭で原形をとどめる。

二八六 美作國勝田郡塩湯郷米五斗

162×(16)×4 6032

『延喜民部式』には美作国は年料春米輸貢国の一つにあげられている。右半欠損。

二八七 但馬國七美郡射添^{〔郷カ〕}

(78)×19×6 6039

二八八 英比郷□塩一□

94×17×4 6011

英比郷は尾張国智多郡の郷名。この木簡は国郡の表記を欠き、形態も短冊型である点が一般の貢進物付札とは異なる。「塩」の上の一字は、春塩、片塩などの如く、塩の種類を示す用字と考えられるが判読できない。上下両端は切りこみをいれて折り、両側は削って調整している。裏面に墨痕は認められない。

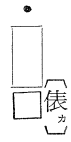
二八九 英比郷和尔部□□

・ 天平十^{〔年カ〕}□□十^{〔月カ〕}□□

(101)×(19)×6 6081

上端に調整が施されていることから、この木簡は国郡名無しで直接英比郷からはじまっている。二八八と同種のものか。尾張国智多郡の和尔部姓は、二八・三九・三〇などにみえる。

二九〇 越前國坂井郡荒墓郷□□□□



(188) × 25 × 6 6051

『和名抄』には荒泊郷とある。

二九二 越前國坂井郡荒泊郷秦廣足戸カ

・ □ □ □ 古安 □ 一半

178 × (16) × 5 6051

二九三 新木 戸主小長谷部男足戸口丸部諸背二斗一升

・ 天平寶字四年

(123) × 25 × 5 6039

荷札ではあるが品目は不明。新木は参河国額田郡新城郷か(和名抄)。

二九三 紀伊國日高郡 □

・ 戸同豊麻呂調塩 □

(97) × 20 × 4 6039

二九四 太郷幡カ戸主凡直 □

・ 寶字 □

(111) × 15 × 6 6039

荷札の断片。『和名抄』では、参河国渥美郡に幡太郷がある。

二九五 越中国羽〔昨郡〕□□都知郷□

(145)×18×4 6019

二九六 □□秦田万呂褰糯米一俵

(145)×23×3 6059

荷札の断片。「褰」はつつみ、越前国正税帳に、糶が褰のかたちで保存されていたことがみえ、「褰別五斗」とある(大日本古文書「一四二九など」)。なお「一俵」の二字は、右側が一部削られており、文字が記された後に木簡の成形が行なわれたものか。

二九七 備前国邑久□□

(267)×(31)×4 6039

二九八 〔周防〕□□国吉敷郡□□里

• 天平二年九月 (176)×(16)×3 6039

二九九 佐治郷猪甘部君□□庸□

(143)×(28)×5 6039

荷札の断片。『和名抄』では、丹波国水上郡、因幡国智頭郡にそれぞれ佐治郷がある。

三〇〇 須佐里丹比部百嶋

128×23×3 6033

出土層位からみて天平初年の荷札と推定できる。従って須佐里は、国郡郷里制の里と考えてよく、『和名抄』の郷名と単純には比較できないが、一応須佐郷の所在をあげれば、出雲国飯石郡、紀伊国在田郡、同名草郡（須佐神戸）となる。従来丹比部は、相模、常陸、越中、出雲にその分布が確認されているから、この須佐里を出雲国に求めるのも一案であろう。

三〇一 〔若狭國遠敷郡〕 遠敷郷丸部臣眞國□ (115) × (11) × 1 6059

三〇二 周防國熊毛郡中男□ (96) × 26 × 5 6039

三〇三 佐波郷中□□□□ 〔男〕 (101) × (19) × 4 6081

『和名抄』によると佐波郷は、石見国安濃郡、同邑知郡、周防国佐波郡にみえる。

三〇四 〔万呂〕 戸口同部□

・ □ 五年 (108) × (16) × 3 6081

荷札の断片。「□五年」は、出土層位からみて天平勝宝か天平宝字と推定される。

三〇五 丹後國竹野郡鳥取郷鳥□ (133) × 27 × 4 6039

三〇六 備前國□□^{〔郡カ〕}尾□□^{〔奴カ〕}郷年料醬五斗

201×26×7 6033

三〇七 備前國邑久郡尾奴郷年料醬□□

・ 五年二月十九日 小足

195×30×10 6033

三〇八・三〇九とともに備前国邑久郡尾奴郷からの醬の貢進荷札。三点とも同筆。出土層位からみて、年紀は天平勝宝五年か天平宝字五年のいずれかであろう。尾奴郷は『和名抄』にみえる尾沼郷と考えられる。備前国より年料の醬を貢することは『延喜式』にみえない。裏面の小足は貢進事務の責任者か。

三〇八 備前國邑久郡尾□□^{〔奴カ〕}郷紫□□□□醬

・ 五斗 五年二月十九日

(191)×24×6 6033

三〇九 □□^{〔紀カ〕}□□^{〔國安諦カ〕}伊□□□郡英多郷戸主□□□□波□□□□□□

延曆元□□

(224)×22×7 6039

三一〇 日高部財郷□□□□立□□

・ 天平寶字五年十月

(150)×18×3 6019

荷札の断片。日高部財郷は、『和名抄』所載の紀伊国日高郡財部郷にあたる。日高郡を日高部とかく例は、同年月の荷札にもみられる(二六)。部・郡通用のことは、『大日本古文書(編年)』(二七〇)、『類聚名義抄』にみえるほか、吉田東伍も一、二の例をあげており(『大日本地名辞書』(汎論政治沿革篇)、また大山祇神社文書にもみえている。下欠。

三三二・紀伊國安諦郡〔幡カ〕

• 天平寶

(145)×26×5 6039

荷札の断片。安諦郡は、大同元年七月に在田郡と改められた。『和名抄』在田郡の条には幡のつく郷がない。

三三五にみえる安諦郡幡随郷がこれにあたろう。下欠。

三三三・速水〔郡カ〕

• 五

(110)×24×4 6051

荷札の断片。『和名抄』では豊後国に速見郡がある。

三三三・車持郷

•

(90)×24×5 6039

荷札の断片。出土層位から天平勝宝と天平宝字年間頃と推定される。『和名抄』では、上総国長柄郡、越中国新川郡に車持郷がある。下欠。



(37)×30×4 6039



・河内國辛辛

(267)×(20)×1 6081

性格は不明だが、表裏とも習書か。相は『和名抄』に漢語抄を引いて「阿古女岐沼」と注する。衣類の一種。『説文』に「日日所常衣」といい、『篆隸万象名義』に「相女袷反、近身衣」とある。『和名抄』は「女人近身衣」とするが、必ずしも女人に限るとはいえない。材は薄く二片に分離している。



(224)×18×5 6039

断面半円形の材の平面部に文字が記されている。文字は全体にうすく、ことに下端部は腐蝕している。尼子郷は『和名抄』では近江国犬上郡にみえている。

三三七 白丸

202×18×3 6033

白丸の意味不明。正倉院文書に「芒削黒丸一丸如桃子核」がみえる(大日本古文書一六七一〇)。或いはこの白丸も薬物であろうか。

三三八 狡家万呂 175×21×5 6032

三三九 □郷戸主辛人□ (118)×18×6 6039

三三〇 □石□斗〔一カ〕 61×15×4 6021

三三一 □郷□下□人〔日カ〕〔部カ〕 (70)×25×4 6019

三三二 □三斗五□ (88)×25×8 6019

三三三 □□□□□□□□〔部カ〕 □□□□〔麻カ〕 154×(8)×1 6081

三三四 天平勝寶七歲十月 258×(12)×4 6032

三三五 □□□□〔部カ〕 □ (206)×(10)×6 6081



三三六

□
□
□^{〔郡カ〕}
□^前
□

(199) × (10) × 2 6081

三三七

□^{戸口物}
□^物

(155) × (24) × 3 6081

三三六

□^{万呂}

(138) × (15) × 5 6081

三三九

□^郷

6091

三三〇

□^{〔六カ〕}
□^{〔六カ〕}

(77) × (14) × 6 6019

三三三

赤

(89) × 19 × 2 6019

三三三

□^{〔伊伊大人カ〕}
□^{〔伊伊大人カ〕}
□^{〔大カ〕}
□^{〔大カ〕}

(115) × (13) × 3 6081

三三三 美佐□□□□□□□□

(143) × (13) × 3 6081

SD三〇三五溝

6 A A C I V

若湯坐少鎌

三三三・造酒司符 長等犬甘名事

日置藥

・直者言從給狀知必番日向□^{〔参々〕}

(150) × 38 × 3 6011

造酒司が配下の番長若湯坐少鎌ら三人に下した符。裏面「直者言」の直は宿直(トノキ)の意であろうか。この文意は、給う状(宿直命令)に従い、必ず番上する日を承知し造酒司に向参せよというもの。なお『令集解』職員令神祇官条、職制律左官応直不直条などでは、宿と直とを区別して解釈している。また『令集解』職員令大政官条所引の新令秘私記も「今行事 昼式部知 夜弁官知」として、日直は式部省が管轄していたことを述べている。平城宮木簡には官人宿直に關したものに「大学寮解 申宿直官人事 直藤正八位上濃宣公水通 天平宝字八年八月十一日」ほか九例がある(概報四・七)。

三三三・監物史生等謹啓 酒一二一合

・右依望處分 □以狀

177×34×4 6011

監物の史生等が酒を造酒司に請求した文書(啓)。「職員令」によれば、中務省の構成は、卿以下の四等官、史生、侍従、内舍人、大・中・少内記とあって、つぎに「大監物二人、中監物四人、少監物四人、史生四人」と記し、以下に大・少主鈴、大・少典鑑、省掌、使部、直丁となっている。この中務省の構成からみると、監物は令文では中務省の職一、寮六、司三の被官に含まれないが、浄御原令制下では「下物職」として独立していたことから考えて、内記、主鈴、典鑑と同じように一司としての機能を実際にはもっていたと考えられる。

『続日本紀』にも、「前監物主典高田毗登足人」(天平宝字七・一〇・丁酉)とあって主典(サカン)がみえ、また「宮内、大膳、大炊、造酒、菑陶、監物等司」(宝龜元・八・癸巳)とあり、独立の一司と考えられていたことは明白である。

監物の職掌は監察や出納を掌し、庫藏の鑰(カギ)の授受を行なう。この木簡にみえる「監物史生等」は監物の司の史生等という意である。裏面の「□以狀」の部分は薄く削られている。監物は三望にもみえる。

三三三・造酒司解

申 人

合陸人

・「請

米

後 米

請日今來 事

623×(21)×7 6081

表・裏の木簡の使用には時間的な隔りが認められる。つまり材が中央部で折れていて、裏面はその上方部と

下方部では字の書き方が逆になっている。これからみると「造酒司解」がまず書かれ、つぎに裏面が使用されたものと考えられる。表裏とも造酒司内における使用であろう。左右・下欠。

三三〇・十一月十六日水汲

針果安 高宮五百嶋
田部昨未呂 長□足嶋
(軍)

・ 民酒人 丈部□足未呂
桑原知嶋 日置造金□

256×26×4 6033

水汲み役の割当てをしたもの。人名は醸造用の水とすれば造酒司の使部か。この木簡の出土した溝は二基の井戸からの排水溝であるからこの井戸での水汲みと考えられる。一月は大嘗祭の行なわれる月である(付章参照)。「水汲」は三三六にもある。下端左が欠損するが文書木簡としては珍しい型式である。

三三六

水汲

石上

□□

(316)×31×5 6019

水汲み役を割当てたもの。「石上」は人名か。三三七参照。下欠。裏面腐蝕する。

〔謹啓〕

三三六

□□

□□

酒三升

〔物收〕
□□者

右□□

・ 務 急甚仰望垂處分頓首死罪

(276)×33×3 6019

表の面の腐蝕により、文意は判然としないが、酒の請求文書であろう。裏面は「…ノ務、急グコト甚シ、仰

ギ望ムラクハ処分ヲ垂レンコトヲ、頓首死罪」とある。頓首死罪は、文書の書き止めで、相手に敬意をあらわす文言である。上欠。

三四〇・親王八升 三位四人一斗二升

・伎人六升

102×16×6 6011

『延喜造酒式』踐祚大嘗祭雜給料条に、大嘗祭第四日午の日の豊楽宴の時の三位以上、五位以上、六位以下歌舞人等までの給酒量を規定している。本木簡の記載はそれとは量は異なるが、同じく大嘗祭のものであろう。伎人は歌舞人をいう。『日本後紀』大同三年十一月戊子条に「大嘗会之雜楽伎人等」とある。左右欠。

三四一・酒五升 已上大殿祭料

・「二升」

(120)×10×3 6081

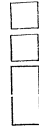
大殿祭は殿舎に災異が無いようにと毎年六月の神今食と十一月の新嘗祭の折に内裏・中宮で行なわれ、臨時には大嘗祭の折や齋宮、齋院卜定の後、また内裏新造、行幸、還幸の場合に行なわれた（延喜式）。この木簡も大嘗祭の時の大殿祭である可能性が強く、この木簡はその時の準備すべき料物の酒の量を記したものである。『延喜式』によれば大殿祭料の酒の量は二升であり、裏面の薄墨で別筆と思われる「二升」はこの意か。上欠。

三三三 〔若嶋 恐々謹請申

(117)×21×2 6081

若島なるものの啓状。上下欠。裏面剝離。

三三三・檜若立卅二 □□葉二荷



真前葛十荷 葉着 袁等賣草二荷

285×(13)×3 6081

『延喜造酒式』には踐祚大嘗祭の時の造酒司の供神物の料のうちに「檜葉、真木葉各五擔、弓弦葉、寄生各十擔、真前葛、日蔭、山孫組各三擔、山橘子、袁等売草各二擔巳上九種 識内所進」をあげる。供神物は大嘗祭第一日の卯日に大嘗宮内神殿案上に奉獻される。檜(異体字使用)、真前葛(マサキノカツラ)、袁等売草(ヲトメクサ)は右の『延喜式』の規定と一致する。木簡は断片で不明の点も多いが、踐祚大嘗祭の時、造酒司が準備するものを書きあげたものであろう。左右欠。

三三三・進上 四 □□ □□ □□

十一月十五日

174×15×5 6011

一 一月の日付なので、他の木簡との関連から大嘗祭にかかわるものと見ることができよう。



(158) × 28 × 2 6033

記載方向とは逆に上方を尖らせているのは使用後の仕事か。監物は三三五参照。下欠。

三三六 安房國朝夷郡健田郷仲村里戸私部眞鳥調鯪六斤三列長四尺五寸束一束

|| 養老六年十月

461 × 23 × 5 6031

安房國は養老二年五月と天平一三年一二月と天平宝字元年五月以降に置かれていた。鯪は小一八斤(大六斤)が正丁の輸貢量である。なお、鯪を列で数える例は藤原宮木簡にも見える(『藤原宮跡出土木簡概報』六〇)。

三三七 伊豆國那賀郡射鷲郷

戸主宋人部大方呂口
宋人部湯万呂

調鹿堅魚十一斤十兩

天平勝寶八歲十月

356 × 34 × 4 6031

調鹿堅魚の貢進札。堅魚の輸貢量は三五斤(大一斤一〇兩)。『和名抄』では、伊豆國那賀郡に射鷲郷はないが、郷里制施行時に「和志」郷の存在は確かめられる(概報六)。上端一部欠損。

三四 志摩國志摩郡伊雜郷 □理里 戶主大伴部小昨調海藻六斤
養老二年四月三日

314×32×3 6033

調海藻の貢進札。賦役令に規定する輸貢量は雜海藻一六〇斤、海藻一三〇斤で合致しない。養老三年四月、志摩國は塔志（答志）と佐芸（英虞）の二郡に分れた（統日本紀）。和銅五年の同國貢進物付札（概報六）にも「志摩郡」とあるから、養老三年以前は同國は志摩郡一郡であつたらしい。なお志摩郡はこれまでの文献にはみえない。伊雜郷は後に答志郡に属する。

三四 隱伎國知夫郡 □郷安吉里海部惠得
調海藻六斤 七年

172×27×3 6033

調海藻の貢進札。七年は郷里制施行時の木簡であるから、養老か天平であろう。長方形の材の両端に切込みを入れ、さらに下端を尖らせた形態は特異である。

三五 名張里色夫知 □□女

・五斗

153×18×5 6032

三五 尾張國中嶋郡石作郷

・酒米五斗九月廿七日

140×17×3 6011

文 積

「酒」、「斗」は異体字を使用している。酒米は造酒用の米である。紀伊・尾張国の正税帳に「酒米」、「酒料」の貢進がみられる(大日本古文书「一」四一九・六〇八)。

三三三 兩村郷御酒米五斗

178×23×5 6031

兩村(二村)郷は尾張国山田郡、讚岐国鵜足郡にみえる。

三三五 山田郡建侶酒部枚夫赤米

(169)×20×5 6031

山田郡は伊賀・尾張・上野・讚岐国にみえる。「建侶」は意味不明。赤米は種皮に特別の色素(赤褐色)をもち、繁殖力、耐寒性の強いイネといわれる(柳田國男ほか「稲の日本史」)。尾張国正税帳(天平六年)には「納大炊寮酒料赤米貳伯伍拾玖斛」(大日本古文书「一」六一六〇八)とあり、酒の醸造に使用されたことがわかる。

三三六 山田郡山口郷

・米五斗

(104)×25×6 6039

山田郡山口郷は尾張国にみえる。下欠。

三三五 氷上郡井原郷上里赤搗米五斗

(丹波國)

・上五戸語部身

190×30×5 6032

赤搗米は赤春米(赤米)と同じであろう。**三五**参照。五戸は五保の意か。同様の記載は『概報五』(表)蛭田郷中
□里(裏)五戸物部真呂五斗)にみえる。「上五戸」は上里の五保の意か。上左側欠、右側下半は二次的に削る。

三五 與社郡謁〔穀〕□郷□原里土部古□

・三斗丹波直策手(P.P.)□□合五斗 (256)×26×6 6039

全体に腐蝕によって墨痕は見分け難い。土部古□と丹波直策手の二人の貢進札である。下欠。

三五 丹後國竹野郡舟木郷 生部須□□斗 378×20×9 6037

下方腐蝕し判読できない。舟木郷は『和名抄』にはみえないが、『丹後国風土記逸文』には「船木里」がみえる。上端やや欠損しているがほぼ完形。

三五 丹後國竹野郡芋野郷姦部古與曾赤春米五斗〔春〕 336×17×4 6037

芋野郷は現在京都府竹野郡弥栄町に地名として残っている。姦部は采女部。『続日本紀』には丹後国与謝郡人采女部宅乃自女の名がみえる(宝龜七・間)。上方右側はやや調整面と異なるが、ほぼ完形。

三五 丹後國熊野郡田村郷神人丈万呂五斗 242×20×3 6033

三六〇 丹後國熊野郡田村郷刑部夜惠五斗

174×19×3 6032

128

三六一 播磨國赤穂郡大原□

・五保秦酒虫赤米五斗

151×27×3 6051

表面は腐蝕甚しい。大原の下は一字分の墨痕があるが判読不能。『和名抄』赤穂郡に大原郷がみえる。五保とは戸令五家条に規定される、五戸でもって相検察し合う制度である。

三六二 美作國勝田郡豊國

・春米六斗

(120)×20×3 6081

米は一俵五斗が一般的な単位である。豊國は郷名。表裏とも腐蝕が甚しく、下方は切断されている。

三六三 備後國御調郡

・諫山里白米五斗

146×22×6 6033

『和名抄』では御調郡には諫山郷はなく東隣りの沼隈郡にある。白米については『解説一』五九頁以下参照。

三六四 八辨郷春御酒米五斗

195×22×6 6031

八弁(ヤタバ)郷は撰津国八部郡、常陸国河内・那賀・久慈の三郡、備中国賀夜郡にみえる。『延喜民部式』に定める春米連京国からみると備中国賀夜郡が妥当である。

三三五 加毛郡柞原郷阿斐

・里五斗

175×25×8 6033

表の切込み部に付紐の痕跡が残っている。柞原郷と記した個所には三文字より余分の墨書があるので、一度墨書した後これを削り、さらに墨書したと考えられる。加毛郡は参河・伊豆・美濃・佐渡・播磨・安芸の各国にあるが、柞原郷はいずれにもみえない。

三三六 荒河郷酒米五斗

・賀美里

145×24×6 6032

荒河郷は陸奥国磐城郡、紀伊国那賀郡にみえるが、春米連京国(延喜民部式)の例からみると紀伊国那賀郡が妥当である。記載様式は郷から里へと続けるのが普通である。

三三七

(伊賀國)

安拜郡服織郷俵

(208)×(20)×2 6019

三三六と同文でしかも同筆の貢進札。同一の貢進物に附けられたものか。俵は米五斗の意であろう(延喜雜式)。左側

割損。

三六八 (伊賀國) 安拜郡服織郷俵

198×26×5 6033

三六九 (主カ) 大傅部君麻呂五斗赤米

(152)×20×2 6059

大傅部は大生部である。上欠。

三七〇 郷米五斗

145×18×6 6032

三七一 川上郷赤米

(74)×(21)×2 6081

三七二 (丹波國桑田郡) 人郷赤春米 (五カ)

(105)×23×5 6059

(川カ)

三七三 郷米五斗

(122)×(11)×3 6081

三七四 益

(赤カ)

(人カ)

斗

128×16×4 6032

三七五・□口郷春米一石

(171)×19×5 6033

春米一石の荷造り単位は通常の一俵五斗からみると特例。上欠。

三三三・伊勢國桑名郡熊口服部東

182×20×5 6032

□□上正五位下
□^伊勢國桑名郡熊口
□^{從四位上}人□

下方は腐蝕のため判読できない。裏面は二次的な墨書であろうか、表裏異筆と考えられる。熊口は桑名郡の郷名である。

三三七・難酒志紀郡

□^{田井}郷缶入四斗ム升

133×24×4 6033

河内国志紀郡から貢進された県醸酒であろう。難酒は「濁酒之厚者」(和名抄)でアルコール度の高いものか。付章四八頁参照。

三三六・少林郷缶入清酒

・ 四斗志紀郡

126×22×4 6032

河内国志紀郡からの県醸酒か(三七七参照)。下端に小孔があつて周囲に銹のあとを残している。

三七七 伊賀國伊賀郡長田郷

・ 新木里石部道□長

147×16×7 6011

三八〇 能登郡□□□四斗七升

(能登國)

・ 八田郷 又 四升

126×22×6 6032

三八一 越前國坂井

・ □^(同カ)戸

(79)×23×6 6019

三八三 備前國海細螺 御贄一斗

180×24×6 6032

贄貢進札。海細螺(シタダミ)は巻貝の一種。

三八三 青郷御贄伊和志腊五升

78×14×3 6021

贄の鯛貢進札。青郷は若狭国遠敷郡に属する（**黄**参照）。腊（キタヒ）は干物をいう。

三八四 无漏郡進上御贄 少辛螺頭打

127×18×4 6031

紀伊国无漏郡からの贄貢進札。少辛螺は『和名抄』によるとニシとよみ、蓼螺子とも表記した。蓼螺子は『出雲国風土記』・『常陸国風土記』にもみえる。現在のニシと名のつく貝類（テングニシ・アカニシなど）がこれにあたる。賦役令には正丁一人の調輸貢量として螺頭打六斗とある。上部右側やや欠損。

三八五 紀伊国无漏郡進上御贄儀鯛八升

188×27×4 6031

贄の貢進札。『延喜内膳式』によると、紀伊国は旬料の贄として雑魚を貢進している。

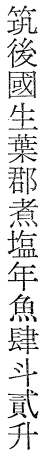
三八六



137×24×6 6019

贄貢進札。貽貝鮓は貽貝（イガイ）を鮓にしたものである。もと6011型式か。上・下端は原形を残す。全体に腐蝕甚しく、上半部の墨書部は剝離している。

三八七



靈龜三年

172×21×4 6031

煮塩年魚（アユ）の貢進札。『延喜内膳式』によると、大宰府から年料の贄として煮塩年魚を貢進している。

この木簡が郡単位の貢進であることもあわせ考えれば、贄貢進札であろうか。また靈龜三年という記載法も同年の年料分という意であろう。

三八六・筑後國生葉郡煮塩年魚伍斗 □ ^{〔上カ〕}

靈龜二年

169×19×4 6031

煮塩年魚の貢進札。

三八九・伊勢國飯野郡黒 □ ^{〔田カ〕}

・矢田部宮足俵 □

(98)×16×4 6059

貢進札断片。下端部折損し他は調整面である。上方をこのように尖らせるのは類例が少ない。黒田は飯野郡の郷名である。

三九〇 上總國阿幡郡鯪 □ ^{〔調カ〕} 耳放 □ 二編三列 □

(164)×26×5 6039

調貢進札。上総国阿幡(アハ)郡の名称は養老二年五月以前か、あるいは天平一三年一二月?天平宝字元年五月の間のことである。耳放鯪は加工の一種と思われる。『延喜主計式』では安房国にかぎって調物として、着

耳鯨、放耳鯨を指定しているので、この地方の特殊な加工であったと考えられる。下半部欠損。

三九一 隱伎國周吉郡



(82)×28×2 6039

貢進札の断片。郡以下の記載は二行で、右行は郷名奄可(アムカ)を記したものであろう。

三九二

□木郷五□神直脰一隻
神龜二年二月

(124)×23×4 6081

貢進札、五戸は五保のこと。三九二参照。上半部欠。

三九三 壬生部石麻呂八連

200×26×7 6032

「連(ムラ)」は鉄・綿・海藻・松など群塊をなすものの助教詞。貢進札か宮内整理札かは決め難い。

三九四 ・長門□

・靈龜

(69)×30×5 6039

三九五

和泉□_郡



(143)×25×4 6081

三九六

播磨國赤穂

6091

三九七 備後

(31) × 20 × 5 6039

三九八 ^{〔太_テ〕}六斤

(86) × 24 × 5 6039

三九九 □海藻 六斤 養□

(87) × (22) × 3 6081

四〇〇 山邊

(74) × 15 × 5 6039

四〇一 □□郷酒米五斗

(229) × 29 × 5 6039

四〇二 ^{〔伊勢國〕〔郡鈴鹿_ヲ〕}鈴鹿□□郷

185 × 22 × 3 6033

四〇三 □八斗□□

168 × 19 × 4 6051

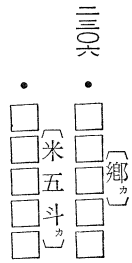
四〇四 □□□赤米□

139 × 19 × 5 6032

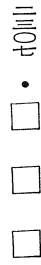
四〇五 栗栖^{〔郷_ヲ〕}□□

143 × 26 × 5 6033

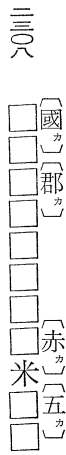
栗栖郷は大和国忍海郡、播磨国揖保郡、紀伊国牟婁郡にあるが、いずれか決め難い。



(74) × (10) × 4 6081



(81) × (12) × 3 6081



(129) × 21 × (4) 6032



135 × 26 × 6 6032



216 × 31 × 3 6031



180 × 28 × 4 6039





113 × (21) × 5 6032

[无_ナ]



(87) × (24) × 5 6081

三三四・斗八升

・元十一月九日

(87) × 19 × 9 6081

裏面の日付は「年」が脱落しているか。上欠。下端は調整面。

三三五 五升

(94) × 20 × 3 6081

三三六 白酒_[火_カ]酒_[火_カ]

96 × 18 × 4 6021

白酒(シロキ)は黒酒(クロキ)に對することばで、『延喜造酒式』の新嘗会白黒二酒料条によると、「其造酒者、米一石_{會_カ行_カ香_カ官_カ田_カ糴_カ}以三斗八升六合_一為麴、七斗一升四合_一為飯、合水五斗、各等分_一為二甕、甕得酒一斗七升八合五夕、熟後以久佐木灰三升_{採_カ衛生_カ氣_カ方_カ木_カ}和合一甕、号称黒貴、其一甕不_レ和、是称白貴」とあり、久佐木灰を入れるか否かにより白酒か黒酒となった。新嘗祭や大嘗祭のために醸されたものである。白酒・黒酒は『万葉集』(四二七五)や『続日本紀』(天平神護元・二・庚辰)などにも見られる。

三三七 酒満

120×17×6 6032

三三八 清酒四斗

146×16×5 6032

清酒は濁酒（ニコレルサケ）に対して用いられることばで、「スメル」酒と読む。『延喜践祚大嘗祭式』の大嘗宮条に「清酒二斗、濁酒八升」とみえる。あるいは「白酒」と同じものであろうか。

三三九 清酒中

154×(22)×4 6032

「中」は清酒の等級をあらわす。左半欠。

三三〇 □酒

125×23×4 6011

三三一 清 □酒

(70)×18×4 6081

三三二 □ □酒 四斗

• □酒

95×23×4 6032

三三三 中酢

107×(34)×3 6021

「酔」は『和名抄』によると「ス」又は「カラサケ」と読む。正倉院文書には米一石から酔九斗を得たことがみえ(大日本古文書六一九三)、また『延喜造酒式』には「酔一石料 米六斗九升 麴四斗一升 水一石二斗」と造酔法を記載している。「中酔」は、中等の酔という意味であろう。

二三四 古滓



326×41×6 6032

「滓」は酒滓(糟・酒糟ともいう)の意で、『和名抄』は「カス」と読み、正倉院文書には「カマタチ」(大日本古文書二一五五)と見える。滓を含んだ酒のことで、天平五年越前国郡稲帳には「酒三十三斛六斗三升二合汁廿八斛六斗三升」(大日本古文書一四六四)、滓酒の一種である。

二三五 廿三日余米三斗

(171)×35×3 6019

余米は支給された量の六パーセントを官司が留め、酒、副食物などにふりむけるためのものである。正倉院文書に「乗米」とみえるものと同じである(例えは大日本古文書五二〇・三、一五一三九三・四一六など)。二三六・二三七にも余米がみられる。下欠。

二三六 十月十八日余米七升

「十月十八日余米七升」

162×24×4 6032

「十八日」は「十八日」の書き誤りで、裏面に別筆で訂正をしたものか。

三三六 〔余カ〕米二斗六升

(103)×26×4 6059

三三七 神龜元年十二月

191×28×3 6031

貢進札か物品付札か断定し難いが、三三三と同種類の物品付札か。左欠。

三三九 三石□□

(135)×29×3 6039

三三〇 二條六甄三石五斗九升

235×41×6 6032

二条六は縦・横の位置関係を示す。例えば、もと平城宮の東朝集殿で現唐招提寺講堂の部材番付には「西一条七」とあり、屋根の流れる方向を東・西であらわし、桁の通りと梁の通りを組みあわせその位置を示している。この木簡は多量の甄を並べ、これに酒類を入れたものに付した札であろうか。長岡宮跡出土木簡「八条四

甕納米三斛九斗」が参考になる(京都府教育委員会「長岡宮跡昭和四四年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概要一九七一』。三三三参照。)

三三一 三條七甄水四石五斗九升

(201)×49×5 6039

三三二 三石七斗二升

・神龜元年十一月十一日

129×29×6 6032

造酒司での原料である水か米、あるいは醸造された酒の付札であろうか。神龜元年十一月は聖武天皇の大嘗祭の行なわれた月。この月二三日（辛卯）が祭の第一日にあたり、一月一日の日付からみて大嘗祭の準備にかかわるものであろう。神龜元年は三六にも見える。

三三三
 □^{〔東カ〕}大 殿 □^{〔磁カ〕}甌 □

226×(34)×4 6032

「大殿」は、正殿の意であろうか。『万葉集』(三三三)には元正上皇の御在所中宮西院で肆宴があり、大臣・参議・諸王は大殿に、諸卿大夫は南細殿に侍した記載がある。磁・甌はともに一と五石入りのカメ型の大型容器である。この木簡は、東大殿で使用される酒を入れた容器に付したものであろうか。

二三四
 □^{〔倉カ〕}園
 □^{〔日下カ〕}部 □^{〔友廣カ〕}大 □^{〔六斗〕}六 斗

(162)×(15)×6 6039

貢進札か。右・下欠。

三三五
 ・櫟二斗五升

・二月四日

141×29×3 6032

櫛の実でつくった酒。正倉院文書には「とほちうちらは伊知比に酔ひて皆臥してありなり」(続修別集四八一九)とあり、櫛に酔った様子を述べている。

三三六  ^{〔恐み〕}

133×(25)×4 6039

三三七 正月八日大臣家毛蓆  ^{〔合じ〕}

120×25×5 6032

毛蓆は毛を撚り、蓆としたもので、氈・毛氈と同じ。宴席等で使用したか。この木簡を、他の木簡の年紀との関連で神亀元年頃のものと考えらるならば、大臣は長屋王(養老五年正月)と神亀元年二月・右大臣、神亀元年二月と天平元年二月・左大臣)に比定可能である。『懐風藻』には長屋王が新年に自邸で宴をしたことがみえている。

三三八 百依女御「一」

81×21×3 6021

以下三三六に至る一七点は同じような内容をもつ小形矩型の木簡である。いずれも材の左右の調整は丁寧であるが、上下端の調整は刃物を入れて折るなどしたままで粗雑である。これらのうち最長は八・四 cm (三三六)、最小は五・七 cm (三三四)である。これらの木簡は、女の名前を記し(三三五は不詳)、その下に別筆で数量を記したものが多く、これらの木簡は、女たちの縫製数量を記したものか、彼女らに支給された衣服の数量を記したのか、いずれかの解釈が可能である。しかし別筆の数量の書き方、また「御」(御服の意であろう)や「赤裙」とみえるところから判断して、女たちの縫製した数量およびその内容を記したものと考えるのが妥当であろう。

つまり彼女らは裁縫に従事した女性であろう。

三三九 三富女御「一」

75×21×2 6021

三四〇 毛美良女「一」

□ □ □ □ □

79×22×2 6021

三四一 袖女「一」

・ 麻

71×19×2 6021

三四二 廣足女

□ □ □ □ □

77×21×3 6021

三四三 甘女「六」

・ 麻「七」

78×13×4 6021

三四四 小満女□

・ □

57×19×2 6021

三三〇 小麻□



65×19×2 6021

三三一 秋嶋女「五」

72×15×3 6021

三三二 家女「一」



80×30×3 6021

三三三 阿治麻佐女

84×19×3 6021

三三四 廣椅女赤「一」

83×20×2 6021

「赤」は赤裙(裳)の意か。三三五参照。

三三五 手豆支女赤「一」

80×19×2 6021

三三六 在々女赤裙

80×19×2 6021

「裙」は裳と同じ(令義辭雜令)。給衣服服条に宮人の着用する「紅裙」がみえる。

三五 少卷女赤 「一」

76×20×1 6021

三五 米女赤裙 「一」

77×14×1 6021

三五 家女赤裙 「一」

68×19×2 6021

「家女」は「三宅」にもみえる。

三五 「來」
• 之事

•
[_カ料] [_カ料]

(174)×(14)×9 6081

三五 高五 「尺」

(138)×(6)×4 6081

三五 料 [_カ若]
[_カ二所]

(118)×(9)×3 6081

三五

(119)×(12)×6 6081

三五 本土知民

104×26×7 6011

二三〇 □□□

(93) × (19) × 5 6059

二六一 □□□□□□□□
〔春部〕

● 麻呂

(89) × (8) × 3 6081

二三二 諸白

(40) × (11) × 3 6081

二三三 □□□

(55) × (7) × 3 6081

二三四 □□□□
〔七日又〕

● □□□□
〔三人〕

(59) × (8) × 3 6081

二三五 □□□□□□□□
□□□□

(86) × (4) × 4 6081

二三六 □□□□□□□□
〔鬼〕

67 × (10) × 3 6081

二三七 ● □□右□□□

• □□□□

$$(53) \times (8) \times 3 \ 6081$$

三三六
• □□□□

• □□□□

$$(68) \times (4) \times 3 \ 6081$$

三三九
□了

$$(46) \times (8) \times 2 \ 6081$$

三三〇
• □□□□

□□□□

□□□□

$$(257) \times 17 \times 5 \ 6019$$

正 佑 □

正(カミ)・佑(シヨウ)は某司の第一・第三等官をあらわす。上端のみ調整面。

三三九
□造 □□□□

$$255 \times (12) \times 3 \ 6051$$

三三三
• □□□□

□

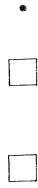
• □□□□

$$(182) \times (22) \times 3 \ 6019$$

三三七
• □□□□

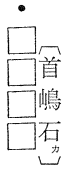
□□□□
米 □□

積文



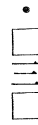
$$(115) \times (5) \times 8 \ 6081$$

三三〇



$$(11) \times (5) \times 6 \ 6081$$

三六一



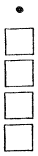
$$(36) \times (17) \times 2 \ 6081$$

三三三



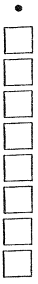
$$6091$$

三三三



$$(91) \times (6) \times 5 \ 6081$$

三三四



$$(104) \times (5) \times 7 \ 6081$$

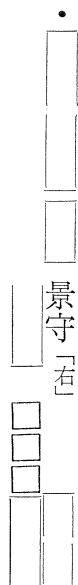
三三五



(338) × (21) × 5 6019

三三六

• 人 人 人 人 人 人



(119) × 15 × 6 6059

• 人 人 人 人 人

三三七

• 謹 謹 謹 謹 謹 謹

(100) × (19) × 3 6081

• 謹 謹 謹 謹 謹 謹

三三八

「□」播磨播

(98) × (18) × 4 6081



三三九

• 午 午 午 午 午

81 × (7) × 8 6081



三九〇 臭酢〔臭カ〕入〔在カ〕

・臭臭臭臭

「臭」は俗字使用〔干縁〕。
字書。

(106)×22×4 6081

三九一 大倭〔國カ〕
(線刻)

143×29×5 6011

三九二 八百九十三人料

6091

大嘗祭中の饗宴の料物を記したものが。『延喜踐祚大嘗祭式』雑給料条によると大嘗祭には多人数の参会者がみえる。

三九三 符造酒〔司カ〕

6091

造酒司の上級官司からの文書(符)。削屑で一部を欠いているが「造酒司」と判読できる。

三九四 進上

6091

三九五 七升右甘日 ^{〔斗カ〕} ^{〔七カ〕} 6091

三九六 十一月二日 ^{〔從八位カ〕} 6091

三九七 潤月十一日 6091

三九八 ^{〔清カ〕} ^{〔清カ〕} (60)×(9)×2 6081

三九九 大初位上尾 6091

四〇〇 廣客 6091

四〇一 員 ^{〔乃カ〕} 6091

四〇二 朝 6091

四〇三 利波 37×(13)×2 6081

四〇四 十日 ^{〔長カ〕} 6091

积文

二四〇五

□^{〔日カ〕}廿二人

6091

二四〇六

□^{〔郡カ〕}□□□

6091

二四〇七

秦人足□

6091

二四〇八

□郡 □

6091

二四〇九

七^{〔斗カ〕}□

6091

二四一〇

八位上

6091

二四一一

□合□

6091

二四一二

□^{〔位カ〕}□□

6091

二四一三

犬□

6091

二四一四

□^{〔伊福カ〕}□

6091

SD3035溝 木簡 2405~2424

二四二四

□
□
中
□

6091

二四二三

□
□
□
□

6091

二四三三

□^{〔西カ〕}
□

6091

二四三二

□^{〔稻カ〕}
□^{〔稻カ〕}
敷

6091

二四〇〇

□男□

6091

二四二九

□
□

6091

二四二八

□^{〔麻呂カ〕}
□^{〔麻呂カ〕}
□^{〔麻呂カ〕}

6091

二四二七

□料酒□

6091

二四二六

□^{〔三カ〕}升

6091

二四二五

□升□

6091

積文

二四三五
酒

6091

二四三六
八升

6091

二四三七
乃類四

6091

二四三八
三斗

6091

二四三九
料

6091

二四四〇
連阿須鳥

6091

二四四一
色

6091

二四四二
新

6091

二四四三
新

6091

二四四四
新

6091

SD3035溝 木筒 2425~2444

二四三五	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 酒カ	6091
二四三六	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 井カ	6091
二四三七	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 御カ	6091
二四三八	<input type="checkbox"/>	6091
二四三九	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 北カ	6091
二四四〇	<input type="checkbox"/> 人	6091
二四四一	右	6091
二四四二	<input type="checkbox"/>	6091
二四四三	<input type="checkbox"/>	6091
二四四四	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 大カ	6091

积文

二四四 郷

6091

二四四 五

(13) × (25) × 2 6081

二四四

6091

二四四 新

6091

二四四

6091

二四四 撰

6091

二四四

6091

二四四

6091

二四四

6091

二四四四 從 6091

二四四三 湯 6091

二四三六 大 6091

二四三二 中 越 田 6091

二四二八 民 6091

二四一九 請 6091

二四一〇 酒 6091

以下二四六六まで造酒司と関係した酒・酢などの名がみられる。支給簿の断片であろうか。

积文

二四一

酒

6091

二四三

酒

6091

二四三

酒

6091

二四四

醉

6091

二四五

酒

6091

二四六

酒酒酒

6091

二四七

6091

二四八

6091

二四九

度

6091

二四六〇	六度	6091
二四六一	日	6091
二四六二	湯	6091
二四六三	荷	6091
二四六四	四	6091
二四六五	酒	6091
二四六六	四	6091
二四六七	九	6091
二四六八	月	6091
二四六九	立	6091

文 积

二四八〇

11

6091

二四八一

壹

6091

二四八二

□
御 □

6091

二四八三

新

6091

二四八四

□ 撥

6091

二四八五

別

6091

二四八六

行

6091

二四八七

□ □
□ □

6091

二四八八

□
上 □
御 □

6091

二四六三 □ 別 6091
 二四七〇 □ 慶 6091

二四八一 務官□□□□三 三十 6091
 [中]□□□□ [位]□□□□ [甲]□□□□

二四八二 死^(イ) 人給 興 辛 條 6091
 光 來 井 出 井

帳簿の断片。なかに「口勅」・「人給」などの語がみえる。「口勅」によって物を索める場合、勅を受けた官司は中務省を経ずに直ちに貢進し、その後中務省と弁官に知らしめて奏するという規定がある(公式令諸(可受勅条))。ここにみえる「口勅」は、口勅を奉じて物資を請求した記載か、あるいはその結果収納した物資を人々に支給した記載かは不明。「人給」は平城宮木簡(二四四・概報四)や『延喜式』などにも散見する。二四九・二五〇・二五九・二六〇・二六〇Iなどと同種のものか。

二四八三 炊 治 次 八 升 炊 □ □ □ □ □ □ 6091

二四九

 「升」

 「後」

 「升」

 「師宿」

 「務」

 「省」

 「祿」

 「伴」

 「宿」

6091

「務省」、「師宿」、「伴宿」は、中務省・土師宿祿・大伴宿祿にあたるか。別筆で支給量を記している。肆宴参加の官人に対する支給簿か。

二四五

 「位」

 「位」

 「六升」

 「月」

 「五」

6091

二四六

 「宿」

 「宿」

 「宿」

6091

二四七

 「進」

 「无」

6091

二四八

 「五」

 「度」

 「去」

 「夜」

6091

別別九音

6091

右 從 八 劇

6091

朝 退 度 二

6091

右 人 四 別 二 二 升

6091

別

6091

別 度

6091

文 积

二四〇五

□夕□
□

6091

二四〇六

□□□□□

6091

二四〇七

□材口□

6091

二四〇八

□□□□

6091

二四〇九

□_カ轉_カ□

6091

二四一〇

□_カ酒_カ□

6091

二四一一

□_カ別_カ□_カ把_カ□_カ八_カ

6091

二四三

狀 〔注〕
□ □

6091

二四三

□ □
□ □〔目〕
□ □〔主生〕

6091

二四四

□ 谷

6091

二四五

□ □
一年 □ □

6091

二五六

□ □
□ □〔祿〕
□ □

6091

二五七

□ □
□ □〔都〕

6091

二五八

□ □
□ □
□ □

6091

文 积

二六〇別

6091

二六〇〇

6091

二六一〇別

6091

二六一〇酒

6091

二六一〇省

6091

二六一〇

6091

二六一〇上四下

6091

二六一〇

6091

SD3035溝 木簡 2519~2534

二五三〇	此所	6091
二五二八	習	6091
二五二九	五	609
二五三〇	五	6091
二五三一	六	6091
二五三二	六	6091
二五三三	列	6091
二五三四	習	6091

二五五



6091

二五六



6091

SD三〇五〇溝

6 A A C I V

二五七・能登國能登郡□□郷□□里□□

・ 天平四年四月十七日

228×(18)×7 6031

能登国は養老二年五月越前国の四郡を割いて設けられたが天平一三年一二月には越中国に併合された。その後、天平宝字元年五月また分置された(一・乙未、天平一三・二・丙戌、天平宝字元・五・乙卯)。右割れ損。

二五八 駿河國安倍郡貢上甘子□□_{御カ}□□ 寶龜元年十二月

222×8×4 6031

文字面は腐蝕のため判読不能の個所がある。甘子は『和名抄』、『本草和名』ともカムシとよむ。甘子は柑子密柑または地密柑とよばれている在来種のことであろう。静岡県と大分県に天然記念物指定のミカン先祖木が

ある(吉川霏氏の「教示による」)『続日本紀』には神龜二年一月に唐より甘子を齎した記述がみえる。『延喜宮内式』には諸国例貢御贄として駿河国以下四個国、また、『延喜大膳式』に諸国貢進菓子として駿河国以下四個国より、甘子を貢進する制度がみられる。本木簡により、『延喜式』に定められた制度が奈良時代にも存在したことが判明する。左上切込み部に腐蝕がみられるが形態はほぼ完形。

二五九 釘大小并二百口

(146) × 29 × 4 6039

二五〇

口廿五日坂上
口口口口口口口口

(117) × (24) × 3 6081

口口口口口口口口
口口口口口口口口

二五一

口口口口口口口口

(97) × (6) × 4 6081

二五二

口口口口口口口口

(119) × (7) × 6 6081

二五三

口口口口口口口口

(103) × (8) × 4 6081

口口口口口口口口

二五四 人足

新家 虫カ

• 田

(158) × (16) × 4 6081

二五五 道カ 道道道道

•

(144) × (25) × 5 6081

二五六 周周周周 周周周周 准准

•

(118) × (25) × 9 6081

習書。上総国周准郡の意か。

二五七

(100) × (7) × 6 6081

二五八 諸カ 神 諸カ 嶋 嶋嶋嶋

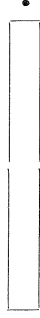
• 有有 見カ

(132) × 38 × 3 6081

SE三〇四六井戸

6 A A C I V

二五九 ^[曾カ]子 ^[在カ]人二八升



(62) × (8) × 7 6087

二五〇 □□□□□□□□

(114) × (11) × 4 6087

SD三四一〇溝


6 A A E · 6 A A F

二五二 ^[郷カ]清水里戸主紀臣□□□□歲調塩三斗

・ □□年□□月 ^[六カ]

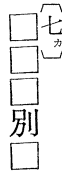
(167) × 34 × 4 6019

調の荷札。清水里は国郡不詳。貢進者の人名および輸貢物よりすれば、あるいは紀伊国の貢進物か。上端は折損し、中央で割れている。

三五三 少初位下日置造  〔百カ〕

232 × (13) × 5 6081

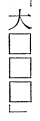


三五三 

 〔七カ〕 別

(146) × (12) × 3 6081

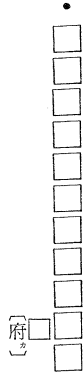
三五五 物部足人 大 

135 × 20 × 4 6011

物部足人は、天平ノ天平勝宝年間に経師としてみえる人物〔大日本古文書三二〇〕と、造法華寺司作金堂所石工としてみえる人物〔同三〇九〕がいるが、同一人か否かは不明。「大    」も人名か。

三五五  〔繩カ〕

(124) × (8) × 2 6081

 〔府カ〕

三五五 (丹後國与謝郡) 宮津郷烏賊二斤太

142 × 13 × 3 6033

『延喜主計式』には丹後國中男作物に烏賊があげられている。「太」は大斤の意。

三五七  〔麻呂〕



• 狀
〔亭〕

(138) × 29 6081

二五六
〔虫〕

(79) × (9) × 7 6081

二五九 應

(66) × (14) × 8 6081

第一字は「大」或いは「天」か。「天」ならば年号の可能性もある。左右・下欠、上は原形か。上端に焼痕がある。

二六〇 五斗

(141) × 30 × 4 6039

二六一 最女倉
〔文事〕

(147) × 13 × 3 6081

二六二

(85) × (17) × 2 6081

•

二六三 儀

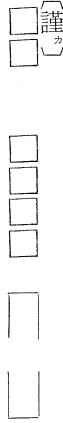
(63) × (27) × 4 6065

右・下欠。下端は二次的に刃物で調整している。原形不明。

二五四 御殿

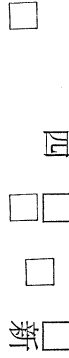
49×22×3 6022

二五五



208×(7)×10 6011

二五六



6091

二五七



6091

二五八



6091

二五九



(122)×(13)×4 6081

二六〇



6091

二五九

□_方謹
□_方解
□_方申

6091

二五八

□_方
□_方國
□_方

6091

二五七

□_方合
七人

6091

二五六

□_方
□_方
□_方

6091

二五五

□_方二
□_方月
□_方

6091

二五四

□_方客人

6091

二五三

□_方如

(30) × (12) × 2 6081

二五二

大伴

6091

二五一

□_方爲
□_方奈
真

6091

三五〇

□□^{〔半カ〕}
□□

6091

S D 三四一四溝

6 A A E · 6 A A F

三五二

□□^{〔刑部カ〕}
□□□□□□

6091

S D 三三三三六溝

6 A A E · 6 A A F

三五三

・ □□四前

□□枚 □薦十枚

切机四前

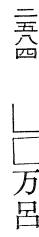
・ □□十四人 別人三合

□師田万呂

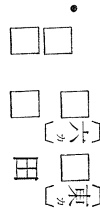
(120) × 36 × 3 6081

切机は「まないた」。正倉院文書中(天日本古文書、五十一)にみえる。切机、薦等を表に記し、裏に食料を記してい

るところをみると、宴に関する木簡の断片であろうか。



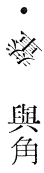
185 × (14) × 5 6081



(192) × (33) × 8 6081



(64) × (14) × 2 6081



(102) × 26 × 2 6081

二五八

十一日四合 十三日四〇

(49) × (15) × 2 6081

毎日の物品の支給量を列記した伝票・帳簿類の断片。

二五九 ・ 田村

同カ

53 × 17 × 3 6032

小形の付札。田村は藤原仲麻呂の田村第か。二六〇にも「田村」とある。

二六〇 讃岐國三木郡池邊秦〇〇

142 × 20 × 3 6032

池辺は池辺郷（和名抄）。讃岐国の秦氏の存在は他にも例証がある（三代実録貞観八・一〇・二五など）。

二六一 ・ 若狭國遠敷郡佐分里三宅大人

勝カ 天平〇寶二年〇〇

146 × (19) × 5 6011

郡郷制の時期でありながら、里を用いているのが注意される。左欠。

三五三 (若狭國遠敷郡) 戸主道公嶋守戸
・佐分郷 三家人阿都目塩三斗

・「九月廿一日□人」

調塩の荷札。表裏別筆。上折損。

(131)×23×5 6059

三五三 [秦忌寸諸人^カ][田^カ]
・□□□□□大□□□
「論語」

・□□ □□

(122)×(23)×4 6081

歴名に習書したのか。「論語」の楽書はSK八二〇出土の墨書土器にもみえる(近刊平城)。また皇后宮職の下でも『論語』が書写されていたことは正倉院文書から知られる(大日本古文書)。学令によれば、『論語』は大学の学生が共通してならうべき教科書に指定されていた。四辺原形をとどめず。

三五四 應應應請應請應請□

6091

三五五
・
□₁ □₂

下折損、右一部欠。

S A 三三三七 柵

6 A A E · 6 A A F

三六〇〇・□申申

・□□ 而而

(102) × (21) × 5 6081

三六〇一 □合□

(51) × (9) × 3 6081

三六〇二 □□^{〔甲利_ヲ〕}□□

6091

三六〇三 □□□□□

6091

三六〇四 □□

6091

三六〇五 □

6091

三六〇六 長長

6091

二六〇 語□□

6091

二六〇 尔良^{〔之布^ヲ〕}□□ 十五□

6091

二六〇

• □□ 大伴伊久佐

□□ 井 □□ 等 井 □□ 五

(292) × (20) × 3 6081

二六〇

• □□ 半 □□ 参 □□

• □□ □□

(124) × (10) × 3 6081

二六二

• □□ 部^{〔子^ヲ〕} □□ 申 □□
• □□ □□ □□ □□

(83) × (13) × 3 6081

二六三

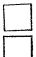

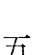
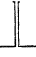

□□ 逢 □□

6091


S K 三三四一土壙

6 A A E · 6 A A F

二六三・申菜〔五カ〕

・五十長


(150)×(25)×5 6087

文書断片。五十長は仕丁等の労役の場合の五〇人を単位とする集団の長であろう。天平六年八月二〇日出雲国計会帳(大日本古文书 一五九九)、天平宝字三年六月二八日造東大寺司工所解(同四一三六)にみえる。前者は軍団の兵士五〇人(二隊)を率いる隊正をさしたもので、後者は仕丁の長についていったものである。仕丁五〇人の集団は烈とい

つたらしい(弥永真三「仕丁の研究」『史学雑誌』第六〇編第四号)。

S D 三三一九七溝











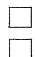
6 A A E · 6 A A F

二六四・〔占三カ〕



・

(173)×29×5 6019

二六五・

・吉日

64×11×2 6051

二六六

□^{〔風カ〕}
□^{〔風カ〕}
□

6091

二六七

□^{〔風カ〕}
□^{〔風カ〕}

6091

二六八

□^{〔扇カ〕}
□^{〔扇カ〕}
□^{〔扇カ〕}
□^{〔扇カ〕}

(53)×(11)×1 6081

□^{〔隨カ〕}
□^{〔隨カ〕}
□^{〔隨カ〕}

二六九

□^{〔圍カ〕}
冊九 □^{〔圍カ〕}
米

(59)×(13)×4 6081

二七〇

・進上益田 □^{〔益カ〕}

□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}

□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}

□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}
□^{〔金カ〕}

□

337×(13)×35 6081

二六二 巽一千卅六把

雇女十五人 十一人×別七十把
四人×別六十九把

四月十四日領上毛野智恵

(249) × 44 × 6 6019

二六三

益田連人主 [僉カ]

146 × 85 × 8 6065

二六三

・ 佐 万毛 [支カ] 世受

・

(175+146) × 26 × 4 6061

二六四

六 [升カ]

(148) × (9) × 5 6081

二六五

物守八

一炊 一政所 三

廿五

二炊 一 十三

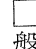
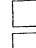
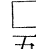
(142) × 12 × 3 6081

仕事の割当を記した木簡か。某物守の例としては、正倉院文書に「省物守仕丁二人」(大日本古文書、二一九七七)、「難波宮

物守仕丁一人」(同八一、五四三)などがある。

二六六

・ 御酒一升 壘糟三合

・片^{〔片カ〕}
 盤二口 片^{〔片カ〕}
 五口 片^{〔片カ〕}

(123) × (11) × 5 6081



食料・食器を書きあげた断片。蛭はあえもの(合巻解職員令。大宰府主厨奈)。蛭糟は他に例がないが、あえものに用いる糟酒又は糟醬などをさすか。奈良時代では通常あえものに塩・醬・末醬・酢などを用いている。片盤・片坏は蓋のない身だけの盤・坏か。いずれも正倉院文書にみえている(大日本古文書一五―三二。五一―六二―九五など)。下部焼痕。

二六七・枝 紅^{〔械カ〕}
 一^{〔械カ〕}條

(115) × (11) × 4 6081

二六八 具^{〔具カ〕}
具^{〔具カ〕}
具^{〔具カ〕}
具^{〔具カ〕}
具^{〔具カ〕}
具^{〔具カ〕}

136 × 26 × 4 6017

二六九 斗^{〔三斗カ〕}
斗^{〔三斗カ〕}
斗^{〔三斗カ〕}

(292) × (29) × 5 6081

二七〇 料^{〔料カ〕}
八把 干柏

(148) × (12) × 5 6081

二七三・充宜充之

宜知此狀

・趣趣宜知

□□□□□
□此狀宜趣旨

98×48×3 6021

文書の文言を習書した断片。類似の語句に、「宜知此狀」(大日本古文書 五一―四三)、 「宜察此趣」(同五 三二四)、 「宜承知旨」(同五 四〇二) などがある。裏面には調整以前にかかれた文字の残画があり、また「宜」「知」の上には後筆の墨書がある。

二六三 廣

(95)×18 6081

S B 二 二 二 二 二 建 物

6 A A E ・ 6 A A F

二六三

・ 尊

□ 物 物
□ 丹 波
酒 殿 □

□ □ □ □ □
[孫 國]
□ □ □ □ □
[諸 伊 附]

(26)×(152)×3 6081

文書風の木簡断片。表裏で文字の方向が異なる。**三六四**・**三六五**も筆蹟・材質が近似し、同類のものと考えられる。**三六四**・**三六五**を含めて表裏で文字の方向が異なる場合には、材を縦に使った面の上方が材を横に使った面の書出しの方(右方)に当るようにかかれている。**三六三**・**三六五**には酒・酒殿の名辭がみえ、共に酒に関するらしい。史料にあらわれる酒殿としては、春日酒殿(純日本紀勝宝二・二・乙亥)、酒殿(延喜主殿・掃部・通酒式)、東酒殿(延喜造酒式)、内酒殿(延喜氏部式下)などがある。また『西宮記』にも酒殿がみえ、別当・預があつて、播磨庸米よりつくった酒を納め、藏人所の召によつてこれを進めたことが記されている(酒殿については付章参照)。

三六四



(24) × (259) × 2 6081



(24) × (259) × 2 6081

三六五



三六五

(19) × (181) × 2 6081

二六六 〔請米〕^{〔冊カ〕}五石五斗

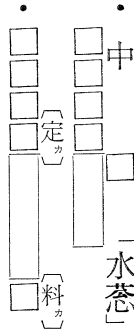
二月^{〔十カ〕}七^{〔日大カ〕}□□□□□

(350)×(16)×3 6081

二六七

中

〔水菴〕



〔方 无位大藏省掌〕

〔恣 恣〕

(217)×(19)×5 6081

水菴など食料に関する文書の断簡。裏面の「恣恣」は後に加えられた習書である。水菴はナギ^(和名抄)、食用に供されたことは正倉院文書にみえる^(大日本古文書二二一八)。職員令中務省条によれば、省掌は、訴人を通伝し、使部を檢校し、省府を守当し、庁事を鋪設することを掌った。大藏省掌の実例としては、「節部省々掌財无須古」がある^(同七六)。

二六八

〔部〕



〔三十二人 特一枚〕

(212)×(14)×3 6081

三六三・端桁十二合十八



・博風□八 合^{〔廿〕}

(187)×(14)×2 6081

建築部材の名称と員数を記した木簡。棉栲は茅負の類、博風は破風板、いずれも正倉院文書にみえる(大日本古

文書一五―一七〇・一七。また第六八次調査で棉栲釘について記した建築部材が出土している(概報八)。

三六四・諸司解文

・二年

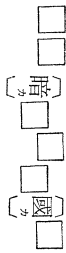
(題籤)

・諸司解

・二年

(56)×28×11 6061

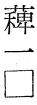
三六四



・ □

(9)×(97)×3 6081

三六四



6091

二六四三 〔散カ〕
〔治カ〕

6091

二六四四 冊

6091

二六四五 〔状カ〕

6091

二六四六 十八石三斗一升五合

6091

二六四七 雙 雙 〔雙カ〕

6091

二六四八 〔殘芹三圍カ〕

(199)×(11)×3 6081

芹は食用に供されたことが正倉院文書(大日本古文書一八五六一)や『延喜内膳式』にみえる。芹を冊で計量することとは正倉院文書に例があり(同六六一・一七六)、一冊は一斗に相当する。

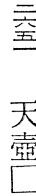
二六四九 〔太政カ〕
遺



(177) × 14 × 4 6081



(60) × (8) × 3 6081



(58) × (14) × 2 6081

「壺」は異体字を使用。『七大寺日記』東大寺大仏殿条に、「天益三千百廿二益」とがあるが、その直前の「殿戸十六間」と関連して益は壺のあやまりではないかと推測される。天壺は雨壺（扉にうつ饅頭金具）か。なお雨壺は正倉院文書にしばしばみえる（大日本古文書一六一）。



6091



6091



6091



6091

二六五 田部正月

二六五 廿 五カ

二六五 後請カ

二六五 □ 霜

二六五 □ □ 所カ

二六二 四月一日主典

二六三 □ □ 仕丁一人

S
A
三
三
六
二
柵

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6091

6
A
A
E
・
6
A
A
F

二六三 〇 過所解 申請小豆事

小豆四升 僧〔澡豆〕
塩一升
〇豆五升六合

已上

・ 〇 等菜料請如件〔十一カ〕〔五カ〕

〇〇月〇日高市廣野

(264)×88×2 6059

某悔過所からの食料請求木簡。正倉院文書では、東大寺におかれた吉祥悔過所〔大日本書紀二二二〕、十一面悔

過所〔同三一〕、上山寺の悔過所〔同五十四七八、二〕、香山薬師寺の薬師悔過所〔同五十四〕があり、東大寺文書には東大寺阿

弥陀院の阿弥陀悔過料の記載がある〔同七二〕。澡豆は、『和名抄』澡浴具条や『十誦律』第三八にみえ、澡洗に用

いる豆の粉末である。この場合は小豆四升を僧の澡豆にあてたことを示すのであろう。正倉院文書にみえる実

例でも、澡豆に用いる豆としては小豆が多数を占める〔同三十五六・二〕。

二六四 〇 越白綿二百屯調綿〔二二〕二百屯

(212)×(15)×4 6087

越綿・越中綿は正倉院文書にみえ〔大日本古文书四一四〕、また正倉院には越中国の綿に付けられた紙箋二点が残っている〔松島順正「正倉院古綴銘文集」成〕『書院部記要』第三号)。『延喜主計式』には越中国の調品目に白疊綿、白細屯綿が定められている。

二六五 若狭國三方郡竹田里浪人黄文五百相調三斗

211×29×7 6037

調荷札。品目は塩か。浮浪人の貢進物荷札は他に二六四がある。『和名抄』には若狭国に竹田郷はみえないが、SK八二〇出土の木簡に、三方郡竹田郷の調荷札がある(三三二)。

二六六 □□神□□□□□□^{〔子カ〕} 210×26×7 6011

二六七 ・堂坊三斗□□
 □□^{〔升カ〕} (157)×(24)×4 6019

二六八 □□^{〔三カ〕}□□ (98)×(20)×2 6081

二六九 錦部若成 84×17×2 6032

二七〇 ・阿阿秦
 ・□□益□斗益斗 (76)×(18)×7 6059

二七一 □訶訶 (47)×17×3 6081

二六七 [首] 6091

二六八 仕丁 6091

二六九 [天平神護二年] 6091

SK三三三三九土壙

6 A A E · 6 A A F

二六〇 [首] (214) × (15) × 3 6081

二六一 生部鳴人 真床 子部毛人 真公 (163) × (18) × 5 6081

二六二 兵 21 × 13 × 2 6081

二六三 [鳴] (80) × (14) × 5 6081

二六四 留留 (95) × (19) × 2 6081

文 积

二六五

□_延□_延

(25)×32×9 6081

二六六

□_延□_延□_延
言庭庭□了□

141×(16)×3 6081

二六七

□_延□_延□_延□_延□_延
□_延□_延□_延□_延□_延
□_延□_延□_延□_延□_延

(147)×(8)×3 6081

二六八

□王□□□□

6091

二六九

□□猪

6091

SE三二三三〇井戸

6AAE・6AAF

二七〇・□人主「神」



伴廣万呂 □

・石見二年九月

□^{〔泉〕} □^{〔寶〕}

井水 「

(88) × (39) × 5 6071

SD三二〇六溝

6 A A E ・ 6 A A F

三六九二・單功木工廿人功錢四百文



(196) × (14) × 6 6081

木工に対する功錢の支給額を記したものである。支給した結果の報告か、請求したものかはわからない。功錢は一人二〇文で、正倉院文書中にみえる雇工の功錢の例からすると高い方である。天平宝字六年正月二四日造石山寺所符案では雇工の上手二〇文、中一九文、下一八文以下一六文以上(大日本古文書一五一―一四四)となっていて、この木簡の記載額は上手に相当する。

S D 三二九四溝

6 A A E · 6 A A F

二六九三 □廿斤

(82) × 21 × 3 6059

S K 三二九五土壙

6 A A E · 6 A A F

二六九三 壹師黑麻 □

6091

S K 三二九六土壙

6 A A E · 6 A A F

二六九四 九月六日 □ □ □

161 × (11) × 6 6081

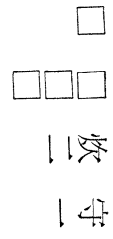
二六九五 □

卅 □

□ □ □

(21) × (155) × 4 6081

二六六



(28) × (154) × 4 6081

二六七



・ 七月六日

(137) × 21 × 4 6059

SK三二〇一土壙

6 A A E · 6 A A F

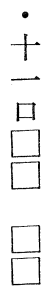
二六九

蠮螋侍縫殿

用途不明。蠮螋は和名イボムシリ(和名抄)、現在のカマキリ。裏中央には縦に浅い溝が穿たれている。

(98) × 18 × 8 6081

二六九



(85) × (10) × 6 6081

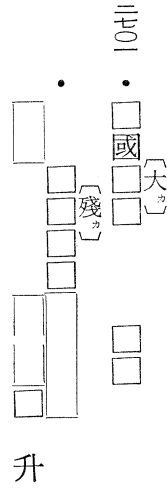
二七〇



(87) × (5) × 5 6081

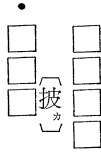
S K 三三二一〇土壙

6 A A E · 6 A A F



(212) × (13) × 4 6081

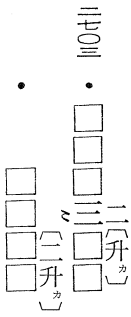
二七〇一 詠



(106) × (28) × 4 6081

S K 三三二一一三土壙

6 A A E · 6 A A F



(94) × (8) × 7 6081

二七〇四 參河國^{〔匏カ〕}臣郡寸^{〔春糯カ〕}里海部字麻呂^{□□}

米五斗 和銅二年十二月无位主帳^{□□}麻呂

203×(26)×4 6032

參河国からの米の貢進付札。匏臣郡は碧海郡か。里名の二字目は「札」あるいは「礼」の異体字か（法隆寺獻納宝物丙寅年銘金銅如意輪觀音像銘改訂「造像銘」参照）。「礼」の異体字とすれば「ぎれ」と読め、碧海郡の櫃礼郷か（和名抄）。參河国は『延喜民部式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国にはいつている。郡の主張の名前を記しているのが注目される。類例としては三〇〇がある。平城宮出土の木簡では最古の年紀をもつもの。

二七〇五 若狭國遠敷郡^{□□□□}

(141)×31×4 6039

二七〇六 ・ 大伴直石

・ □□

(43)×(8)×6 6081

二七〇七 ・ 紀伊國海部郡可太郷戸主海部宅虫戸同小濱調^{□□□□}

・ 神護景雲三年十月十八日

165×14×4 6011

二七〇八 ・ 今^{〔良カ〕}□□

今良は官戸・官奴婢の放賤従良者(今良については滝川政次郎「今良考」『史学雑誌』第四二編第一号、佐伯有清「今良の性格と史料」『日本古代の政治と社会』所取参照)。



168×(6)×5 6081

二七〇元 ●
[飯カ] 二升給伊香
[六月カ]

●

(172)×(17)×4 6081

伊香は氏の名か。

二七〇
[月カ] 十六日

6091

二七二 ●
[鳥カ] [鳥カ] [鳥カ] [鳥カ]

●
[青カ]

(106)×(5)×4 6081

二七三 長谷部造
[采カ] 麻呂

(131)×(5) 6081

S K 三三二六四土壙

6 A A E · 6 A A F

三七三 歳

6091

三七四 □省

(64)×(14)×2 6081

SK三二六五土壙

6 A A E · 6 A A F

三七五

但馬國養父郡老左郷赤米五斗

村長語部廣麻呂
天平勝寶七歳五月

277×26×6 6031

老佐郷は『和名抄』では遠佐に作る。米の付札の記載様式には、「某郷某人某米」と貢進者を表わすものもあるが、「某郷(里)某米」の例が多い。この付札の場合、記載様式としては後者に属し、村長語部広麻呂は収納責任者として名を表わしたものであろう。村長は『続日本紀』天平宝字元年七月戊午条、宝亀七年一二月の唐招提寺文書(大日本古文书六一五九二)などにみえる。

三七六

□□□□□□□□
鯖一二隻許

□^{〔九カ〕}月十三日菅生廣□^{〔家カ〕}

(243)×(13)×3 6081

表面一・三・六字目は言扁の字。鯖の請求文書か。下端に穴をあけたらしい痕跡がある。鯖は三七・三六でも

文 積

隻で数えられている。菅生は菅生朝臣、『新撰姓氏録』に大中臣朝臣同祖とみえる。奈良時代には菅生朝臣姓の官人が数名、史料にあらわれるが、そのうち役職の知られる菅生朝臣忍杵、同古麻呂はいずれも神祇関係である。

三七二 阿波國那賀郡山代戸主□□

(108)×(11)×8 6039

左・下欠。

三七八 長上□

□ □

6091

S A 三二〇五 柵

6 A A E · 6 A A F

三七九 宮舎人縣志己等理 受物戸四口

・ 天平勝寶八歳八月十六日

303×25×5 6011

宮舎人は東宮舎人、紫微中台舎人等の略称か。中宮藤原宮子は天平勝宝六年七月崩じているので中宮舎人を

さすとは考えにくい。宮舎人は正倉院文書に散見している〔大日本古文書二二二八、四〕。天平九年四月小野備宅啓の宮舎人は皇后宮舎人か。また皇后宮職は天平勝宝元年紫微中台と改称されているが、正倉院文書では改称後も紫微中台をさして単に宮ということがあり、また坤宮官舎人を宮舎人とした例があるから〔同三四〕、紫微中台舎人を宮舎人と略称する可能性は否定できない。

SK三二一八三土壙

6 A A E · 6 A A F

二七二〇 □□道足

(162) × (32) × 5 6081

二七二一・生部枚麻呂生

錦部稻公 淳至敬仁

・淳至敬仁

淳至敬仁

淳

146 × 40 × 6 6011

生部枚麻呂・錦部稻公は他の史料にみえない。人名の下に「生」をつけることは、「葛木生」、「津守生」

の例がある（概報四）。

S A 三二七八柵

6 A A E · 6 A A F

二七三・縫殿九人 嶋身

・ 九月廿二日

195×(28)×3 6011

二七三・縫殿宿人 火長□□
額田部□

・ 九月□

(104)×29×5 6019

縫殿の宿直に関する文書。衛士・兵士・丁匠の編成において一〇人をもって「火」と称したが（軍防令）、火長はこの火の長で、この場合衛士の火長か。『延喜式』では火長が外門厩亭や内藏寮の蔵の守衛にあたっていたことがみえる（内藏式・左右衛門式・左右京式）。またSK八二〇出土の瓦にも火長がみえる。

二七三

□
三斗

(49)×(15)×5 6087

三七五
□□□□^{二カ}純□□□張長各三丈

258×(7)×4 6081

SD三一五四溝

6 A A E · 6 A A F

三七六

□^鞅鞅

「膳持万呂」

雀部麻□^呂

若湯坐國依

膳持万呂

□□□□

・三嶋□^雀足

買奴人上

日下部眞月

□□□□

□□□□^雀文廣長

采女子□^君

□□□□

江野鞅鞅

「封」

□□□□

(285)×(48)×6 6081

歴名。表の「鞅鞅」は、文字が人名の文字よりやや大きいので、人名の一部と考えるよりは、人名と別と考
えるべきであろう。第四四次調査でも鞅鞅の下に人名を列記した同種の木簡「鞅鞅 木部足□ 大部益人 年
卅二」が出土している(概報六)。したがってこの鞅鞅は三七六の合笙師とあわせ考えると、高麗楽曲の一つの

「新鞅鞞」なる曲（和名抄）との関連が考えられよう。ところで『続日本紀』養老四年正月丙子条には、渡嶋津輕津司を鞅鞞国に遣わした記事がある。鞅鞞は、中国東北部から沿海州にかけて居した種族で、高句麗に属し、のちその一族が渤海国を建てた。なお江野鞅鞞は天平勝宝七歳八月二二日紫微中台請経文にみえる舍人江野鞅鞞と同人か（大日本古文書三一―五四）。「封」の意味は不明であるが、正倉院文書に用例がある（同二四）。人名により墨色が異なる。右欠、上下は切りこみを入れて切斷。

二七七
・ 飯五 用代

・ 高高高
[高瀬高カ] [高カ] [瀬カ] [瀬カ] [高カ] [瀬カ] [瀬カ] [瀬カ] [瀬カ]

288 × (21) × 4 6087

裏は別筆の習書。三片に分離している。左右欠。

二七六
・
[二カ] 万呂 山老万呂 、 山田豊貞 合笙師一人 以上二人

・ 月 日田邊縣万呂

(260) × (14) × 6 6087

官人の歴名。「合笙師一人」は山田豊貞をさすか。合笙師は職員令にはみえないが、『令集解』職員令雅楽

寮条所引の尾張浄足説に唐合笙師一人とあり、また大同四年三月二八日官符は、雅楽寮の唐樂師一二人の内に合笙師一人を定めている(令集解・類聚三代格)。また合笙師の実例としては、天平宝字五年二月書写の仏説浴像経の奥書に雅楽合笙師大石毛人がみえる(寧樂造文中)。人名中、山老万呂は正倉院文書に紫微中台舎人としてみえるが(大日本古文書三十五九六)、あるいは同一人か。上・左右欠。下端近くに孔が穿たれている。

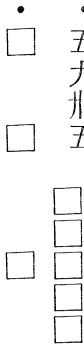
三七元・請飯三升 御洗布粥養料

・「〔老〕良」八月四日鴨家長

247×19×4 6011

飯の請求文書。粥は現在のカユ、職員令主水司条・正倉院文書・『和名抄』などにみえる。「粥養料」は『延喜斎院式』の「粥飼料」に同じか。式では白米二斗を、斗帳二具・帷ならびに帽額の絹の「粥飼料」に充てている。布類にのりをつけて、はりをもたせることを意味するか。下端近くに小孔を穿っている。

二七三〇・五九卅五



(225)×(16)×2 6081

九々を記した断片。同様のものは、第四四次調査でも出土している(概報六)。西域出土の木簡中に九々を記したものがあり(羅振玉『流沙鬚簡』)、中国では古くから官吏の基礎的教養であったことが知られる。学令に算学の教科書

として定められている『孫子算経』には、九々が列記されているから、我国でもこのような書物を通じて官人の間に普及していたと考えられる。『万葉集』に「八十一里」(三三三〇)、「八十一隣之宮」(三三四二)など八十一と書いて「クク」と読ませるのは、『文選』などの例にならったものではあるが、やはり九々の普及をある程度裏づけるであろう。上・左欠。

三七三

□部上枝

右六人別三升

□田部□□

□_{〔文三カ〕}□□

(145)×(18)×4 6087

三七三

・ 進 薬十枚六斤 付□

七月廿三日

(168)×43×3 6019

薬の進上文書。薬はキハダ(和名抄)。賦役令では調副物として、『延喜式』では中男作物(主計式)、諸国進年料雑薬として(典薬式)貢納される定めである。また『延喜式』では、凶書寮・縫殿寮・内蔵寮・典薬寮などで、紙・織維製品の染料、薬として用いることを定めている。この木簡はあるいは縫殿との関係が考えられるかもしれない。下欠。

二七三

□_{〔宿祢カ〕}□□□□年□_{〔十カ〕}四歳

(127)×(9)×2 6087

二七三
 ^{〔更カ〕}
 進上

(110)×(10)×8 6081

左右・下欠。上端に孔が穿たれていた痕跡がある。

二七五
 ・ 魚

(64)×(8)×4 6081

・

二七六
 ・ 右爲給仕丁

・ ^{〔色諸カ〕}

(79)×23×3 6081

二七七
 ・ 貳籠貳

・ ^{〔月カ〕}

(86)×(5)×5 6081

二七八
 ・ ^{〔先カ〕}
 十一 ^{〔右カ〕}

・

(122)×(8)×4 6081

二七九

大〔原カ〕蓑万呂

〔錦カ〕部



(189) × (10) × 5 6081

歴名断片。二次的に両側に面取りがなされている。左右・下欠。

二七〇

烈埼所生若海藻

(167) × 30 × 4 6039

貢進物荷札。SK八二〇出土の四二の常陸国那賀郡酒烈埼からの若海藻荷札と筆跡が酷似しており、同地からの貢進物と考えられる。上欠。なお四二の積文の「須□埼」とした部分は「酒烈埼」と訂正する。

二七二

越前國坂井郡大豆一半

188 × 21 × 4 6051

二七三

〔伊豫國〕周敷郡□□郷戸主丹比連道万呂戸

・白米一俵

163 × 21 × 6 6033

『延喜式』では伊与国は、年料春米・年料租春米・庸米の貢進国である。一俵が五斗であることは、『延喜雜式』及び木簡の諸例から知られる。完形であるが、表面の一部に剝離がある。

二七四三
 □□^{〔國カ〕}大野□□^{〔郡カ〕}□□

(77) × 25 × 4 6081

二七四四 丹後國□

6091

削屑であるが、右上に切込みがあり、荷札の断簡と考えられる。

二七四五
 ● □□^{〔俵カ〕}
 □□

(64) × (12) × 2 6081

二七四六 添□

6091

二七四七
 □ □ 五□

6091

二七四八 伯耆國河村郡笏賀□□^{〔郷カ〕}大贄□□□□

(190) × (8) × 5 6031

『延喜式』では伯耆の例貢御贄として稗海藻・海藻根がみえる。上・右欠。左下端にも欠損がある。

二七四九
 ● □□^{〔播磨カ〕}國明石郡藤江里□□^{〔戸主カ〕}櫻嶋時嶋

● 米五斗 天平十九年十一月

(155) × 19 × 6 6081

播磨国は『延喜民部式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国に属している。藤江里は『和名抄』にみえる葛江郷であろう。天平一九年の荷札に国郡里の表記があるのは注意される。上欠。

二七五〇 中臣廣成□

$$(151) \times 13 \times 4 \ 6051$$

『二所太神宮例文』に同名の人物があり、それによれば、中臣馬養の子で、宝龜五年二月二日に大宮司に任ぜられている。『中臣氏系図』には従七位上とある。

二七五二 因播國進酢海藻御贄三斗二升

$$138 \times 19 \times 4 \ 6032$$

『延喜式』では因幡の例貢御贄に穉海藻がみえる。

二七五三 (備前國)〔尾張カ〕
・ 邑久郡□□郷大村里

・ 尾治部加之居黒米六斗

$$123 \times 12 \times 6 \ 6033$$

備前国は『延喜式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国である。

二七五三 □□〔大カ〕

$$(72) \times (10) \times 4 \ 6081$$

二七五四 □□〔龜カ〕
□□六年

$$(92) \times (16) \times 3 \ 6081$$

二七五 若

(103)×(7)×3 6081

二七五 ^{〔江カ〕}留調三斗

(117)×28×4 6081

二七五

〔女孺三人二升七合〕 ^{〔君カ〕}
 〔人〕

6091

女孺に対する食料支給木簡の断片。令制では女孺は後宮諸司におかれているが(後宮職、眞令)、『延喜式』では、その他に皇后宮、中宮、春宮、縫殿寮にもおかれている。

二七五
 〔厨厨厨厨厨カ〕

(158)×(13)×8 6081

SD三二五五溝

6 A A E · 6 A A F

二七五 ・ 前請菜事

雑魚 ^{〔少カ〕}
 願 ^{〔カ〕}

□

(268) × (24) × 4 6081

食料請求文書。右・下欠。裏は上端を除き剝離。

二七六〇 國國國□

(177) × (18) × 3 6081

二七六一 □^{〔僅カ〕}□十六日□

6091

二七六二 □額田部男龍

(130) × 21 × 10 6081

・ 額田部男龍

表・側面に人名を記したもの。表の第一字目は「額」の扁のみを書く。「額」は異体字使用。下欠。

二七六三 酒二斗七升八合

(106) × 24 × 4 6081

SD三一五四付近整地層

6 A A E ・ 6 A A F

二七六四 ・ 諸衆□飛物□奈^{〔酒カ〕}

〔藁^ワ〕
〔鳴^ナ坐^マ〕
〔樂^{ラク}〕
 波

(169) × 25 × 4 6019

三七五 ・ 借請錢十二

四月廿

(89) × 16 × 4 6019

借錢の文書か。奈良時代には借錢という言葉は、(1)利子の記載のない契約文書からなる借貸錢、(2)月借錢の略記、(3)官司が物品調達用に上級官司から一時借用するものなどの場合に使用されている(七九参照)。下欠。

三七六 ・ 飯一斗二升

淨服

 大野

150 × (14) × 4 6019

三七七 東

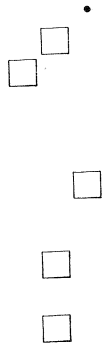
(59) × (19) × 4 6081

三七八 見

(193) × (7) × 7 6081

三七九

 密



(14) × (141) × 7 6081

二七〇・大和國□□郡□

・天平寶字□□_{〔年カ〕}

110 × 19 × 4 6032

右側が若干欠損している。郡名第二字目の最終画からみるに「宇陀」または「山邊」の可能性がある。

二七一



(13) × (105) × 6 6081

二七三

□□_{〔加カ〕} □□_{〔人カ〕} □□_{〔毛長カ〕}
□□ 中加 □□ 凡 □□ 須皮
□□ 麻吾 □□

152 × 51 × 6 6017

左側は下端にかけて欠損。刃物で文字の削られた部分がある。

三七三 門^{〔籍〕}

135×(46)×10 6081

門籍は宮門・閤門を出入する官人の名簿で、それによって官人の出入をチェックした。宮衛令宮閤門条によれば、毎月一日に当該官司はその出入する官人の官位姓名を注記して中務省に報告し、それを中務省が衛府へ通知して各門に名簿(籍)をつくることになっていた。『令集解』同条の諸説によれば、諸司から本省を通じてされる文書は「門籍若干」と記されていたらしい。この木簡もあるいは本省から中務省への報告かも知れない。門籍そのものは各門におかれる出入者の名簿であると考えられるから、この木簡をただちに門籍とみなすことはできない。左右欠。

三七四 ・越前國足羽郡^{〔野〕}田郷戸主

・鳥部村^{〔國〕}戸角^{〔川〕}白米^{〔川〕}

209×17×5 6051

越前国は『延喜式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国である。野田郷の所管については高山寺本『和名抄』は足羽郡、刊本『和名抄』は大野郡所管とする。この木簡のほか、天平神護二年九月越前国足羽郡司解^{〔大日本古文书〕}(五―五四四)、寛平五年一二月二九日官符^{〔類聚三〕}(代格)など足羽郡所管とする史料が多く、刊本は誤りか。

三七五 符供麻呂 米八升 右充婢長少女

(298)×32×3 6019

「婢長少女」は婢の長少女、婢長の少女の二とおりの解釈が可能。婢長については直接の史料はみあたらないが、奴長は天平勝宝二年二月二十四日官奴司解にみえる(大日本古文书(三一三五九))。下欠。

二七六・志麻國英虞郡船越郷 戸主大伴部□□
海松六斤 〔證〕

・志麻國英虞郡船越郷 戸主□直在在□□小足
御調熬海鼠□□十□□
〔八斤〕

255×38×7 6031

貢進物荷札。二つの品目に一枚の荷札をつけたものか。「證」は明石で、明石直姓か。『続日本紀』神護景雲三年六月癸卯条に播磨国明石郡人海直溝長らの大和赤石連賜姓の記事があり、「證直」はこの氏と同族か。また藤原宮出土の木簡に、「證」字の同じ用例と考えられる「船隼里人證□居□小□」がある(藤原宮)。『延喜式』では志摩国の調品目に海松・熬海鼠のいずれもがみえる。

二七七 □白飯貳 當月廿四日□□

(178)×27×4 6081

二七八 王船 □□□□□□
□□□□□□
□□□□□□

(158)×(15)×8 6081

二七九 □□□□□五

137×17×3 6011

二七六〇 押年魚

(98)×(17)×3 6081

『延喜式』では押年魚は中男作物・贄等によって、山陽・西海・南海の諸道から貢進されている(主計式)。
使用例としては宴会雑給として押年魚(大膳式)がみえる。上・左右欠。

二七六一 上野國綠野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雜□

(231)×28×5 6039

「代」は鹿腊の代りに雜物を貢進したことを示す。類例として、正倉院調庸綾絶布墨書に「伊豆国那賀郡那珂郷戸主生部直安方呂委文部益人調□□(鯉魚代)商布老段」と記したものがあ(松島順正「正倉院古製銘文集成」)る。
(書院部紀要第三号 寧楽遺文下)

二七六二 川原里有度部□麻呂



190×28×6 6051

有度部は『万葉集』(四三三七)、天平一〇年駿河国正税帳(大日本古文書 二一〇九)にみえ、いずれも駿河国の人である。

二七六三 二筑麻醬□ 御贄三□(斗)六升



181×28×3 6032

「筑麻」は近江国筑摩御厨。筑摩御厨は『延喜内膳式』、『三代実録』仁和元年九月七日・同三年六月一日・

元慶七年一〇月二十六日条などにみえる。

三七八四 [馬養カ] □ □ □

・ □ □ 五年五月

(39) × (9) × 31 6087

三七八五 ・ 泉菴

・ 菁二束 □

(90) × (28) × 2 6087

『延喜内膳式』に内膳司の園地の一つとして泉園一町がみえる。菁はカブ、カブラで、正倉院文書には園地で栽培されていたことがみえる(大日本古書五十三 八二一六―一五二一)。左右欠。下端は二次的な調整が施されている。

三七八六 □ □ □ [料カ] 御調贄楚割六斤

(192) × 24 × 4 6039

左上端にかけて欠損。

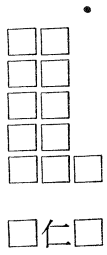
三七八七 合

6091

三七八八 一人 □ [二カ] 升六合

(137) × (12) × 2 6081

二七九 長
長長長長
夜
長
長



(266) × 31 × 6 6059

二七九 龜
龜龜龜龜
龜
龜



(352) × (16) × 9 6081

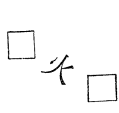
二七九



160 × (48) × 7 6065

「櫛」は異体字使用。左欠。何らかの木製品の一部であろう。

二七九



159 × 58 × 7 6065

二七三 月月月月 □

(140) × (24) × 1 6081

二七四 在々女 ^{〔進カ〕} □ □ □

• □ □

(88) × (19) × 3 6081

二七五 進上飯四斗使國嶋

繼 ^{〔編カ〕} □ □ □ □

• □ □ 繼 □ □ □ □

繼 ^{〔若カ〕} □ □ □ □ 湯坐 □ □ 万呂 □ □

149 × 34 × 11 6011

SD三一七〇溝

6 A A E · 6 A A F

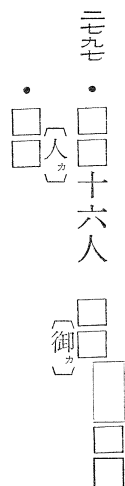
二七六 玉貫鮑 ^{〔古カ〕} □ □

191 × 23 × 5 6032

『延喜内膳式』に志摩国御厨所進物として玉貫御取夏鮎が見える。「古」は「籠」の音通。

SD三一二八溝

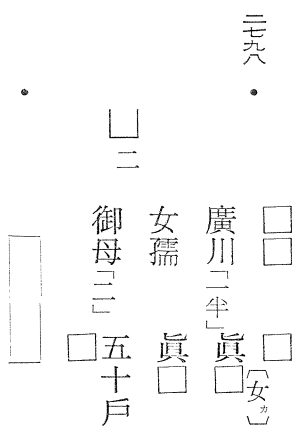
6 A A E · 6 A A F



(153) × (10) × 4 6081

SK三一五八土壙

6 A A E · 6 A A F



(64) × (31) × 5 6081

人名と職名を記した歴史。「孺」は異体字使用。女孺については三七七参照。上下・左右とも欠。上端は刃物

を入れ切断されている。

SD三三四五溝

6 A A E · 6 A A F

二七九

〔又カ〕

赤祢利御袴一匹

下御袴一匹

〔命カ〕 匹

〔命カ〕 丈

〔又カ〕

又

〔又カ〕

汗

〔又カ〕

御衣六丈

又合御

〔袴カ〕

一匹

又汗

〔衫カ〕

御衣二匹

又貴

〔師遣カ〕

五丈

〔返カ〕

青

・ 以十二月十七日受下絶十七匹近江絶

(321) × 107 × 13 60/9

一面に絶一七匹をうけたことが記され、他面に衣服の種類が列挙されている。受けた絶をどれだけ、いかなる種類の衣服に使用したかを記したものであろう。或いは縫殿関係の木簡か。衣服の名称のうち「祢利」は絶

を練って作った練絹か。下御袴・合御袴はそれぞれ下袴・袷袴をさすか。下袴は『伊呂波字類抄』にみえ、禪（シタノハカマ）に同じとある。袷袴は、天平一三年の写経所関係文書（大日本古文書二一三〇七七）に経師・装潢の料としてみえ、『儀式』元正朝賀条にも「大口帛袷袴」がみえる。『侍中群要』では、「合袴」の文字が用いられている。汗衫は、麻布製のものが正倉院に現存する。縮製のものも、正倉院文書にしばしばみえる（大日本古文書六一六・一四・六）近江縮については、法華寺阿弥陀浄土院の造営に際して、近江国神崎郡の封から縮七〇匹が輸されたことが知られる（同九六）。なお「貴師」は僧侶の名か。上にあげた正倉院文書の記事や宝亀五年三月三日太政官符（類聚三）によれば、僧も袴・襖子・汗衫等を用いている。下欠。上は切断されている。

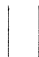
二六〇〇 □鳥万呂〔戸カ〕 (88) × (31) × 10 6039

二六〇一 ・若狭國遠敷郡木〔津〕 □ □ 壬生國足調 □

・天平勝寶〔二カ〕 □ □ 九月廿二日 128 × 37 × 6 6011

二六〇二 □〔戌カ〕 廣〔廣カ〕 □ □ (144) × (12) × 14 6081



二六〇三 ・ □ □ 〔鮎カ〕 鮎十隻 右 □ □

・如件

〔月カ〕

(148)×18×2 6081


二八四とは同筆か。二点とも鮎の請求または支給に関する文書であろう。鮎鮎は鮎を発酵させて作ったスシ。
『延喜式』では中男作物・贄などとして、大和・美濃・但馬・美作・播磨・紀伊・大宰府から貢進されてい
る。



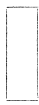
二八四 ・煮塩鮎十〔隻カ〕

・

(102)×19×3 6081

二八五の鮎鮎の木簡と同筆か。煮塩鮎は、鮎の煮物をいう。調雑物(賦役令)、交易雑物(延喜式、郡式下)、中男作物(同上計式)、年料贄(同内)として近江・丹波・備中・土佐・大宰府等から貢進された。木簡には筑後国生葉郡から貢上された例がある(三三七・三三八)。『延喜式』では、竈神祭料・新嘗祭供御料・中宮豊楽料・正月節供御料等に用いられている。

二八五 ・

・天平神〔護カ〕



165×30×6 6031

郡田上郷戸籍(平安遺文一「一八八号」)によって知られる。

三〇九 羊

6091

S K 三三三〇六土壙

6 A A E ・ 6 A A F

三二〇 ^{〔三月〕} □ □ 五日 □

(131) × 12 × 5 6081

三二二 請 □ □ 四升 □ □ 虫万呂 稻足料

(130) × 12 × 1 6081

S K 三三二二七土壙

6 A A E ・ 6 A A F

三三三 ・ 瓜卍果加進上上上 ^{〔上上〕} □ □ ^{〔上上〕} □ □

・ 七七七七七七七七七七

341 × 23 × 3 6032

瓜の付札。「瓜」は異体字使用。上端近くに左右から切込みがある。下端の整形からすると松扇風であるが、

材が厚く松扇ではない。右上端部に焼痕がある。

二八三

〔津カ〕
□北

(149) × (22) × 3 6019

二八四

〔番上カ〕
□□□□

(95) × (9) × 2 6081

二八五

鮒

47 × 18 × 4 6032

付札。鮒については呉へ参照。三片に分かれているがほぼ完形。

二八六

〔讃岐國〕
・大内郡入野郷日下部□嶋白米

〔五〕〔年カ〕
□□□□□□□□
〔日カ〕

(145) × 31 × 4 6051

讃岐国は『延喜式』では年料春米・年料租春米・庸米の貢進国である。下端部は文字を記した後に両側から削られている。

SK三一三九土壙

6 A A E · 6 A A F

二六七・能登國能登郡鹿嶋郷戸主若倭部息嶋戸同小□調□鼠六斤
〔嶋カ〕〔熬カ〕

・ 天平寶字三年五月□三日
〔十カ〕

333×24×5 6031

調の荷札。『延喜主計式』では、能登国の調の品目の中に熬海鼠がみえる。

二六八 若狭國三方郡能登郷 戸主粟田公麻呂戸口
三家人□麻呂調
塩參斗

209×48×6 6031

二六八にも戸主粟田公麻呂がみえる。同一人か。筆跡も近似している。下端の孔は文字を書いた後あけられた
もの。

二六九・若狭國遠敷郡 佐文郷三家人石万呂戸口
三家人衣万呂御調塩三斗

・ 景雲四年九月廿九日□古万呂

174×35×7 6011

若狭国の調塩は『延喜主計式』にみえる。若狭国の調塩の木簡は平城宮出土の調塩荷札のなかで、他国にく
らべてとくに量的に顕著である。

二七〇・□本佐□
〔留カ〕

・^[若]□湯坐

□虫麻呂

(192)×(20)×9 6081

SK三一四二土壙

6AAE・6AAF

二六三 四寸三寸酒□□手□

(102)×(9)×1 6081

SD三一三六溝

6AAE・6AAF

二六三

若狭國三方郡乃止郷

戸主粟田□□^[戸]
粟田部□□御調□□^[檢]
[塩]

(210)×(18)×6 6019

二六三

若狭國三方郡能登郷

戸主海部□麻呂調塩□

190×39×6 6051

二六四

能登郷

戸主粟田公麻呂戸□□^[戸]
粟田荒人調塩三斗

144×30×4 6051

二六八にも戸主粟田公麻呂がみえる。同一人か。筆跡も近似している。

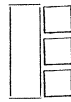
二六五 ^{〔若カ〕} 狹國三方郡□

(113) × (41) × 5 6039

荷札の断片。左・下欠。腐蝕が甚しい。

二六六 ・ □ □ □ □ 上

七月一日田村



127 × 30 × 6 6051

「田村」の下の文字はウ冠の文字。「宮」あるいは「宅」で、藤原仲麻呂の田村第・田村宮か。二五九にも「田村」とある。

二六七 ・ 嶋郷



・ 九月□

(124) × 22 × 6 6051

腐蝕が甚しいがほぼ完形。

二六八 ・ □ □ □ □ ^{〔主カ〕}

・ □

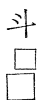
(48) × (15) × 3 6081

二六二九 東裳

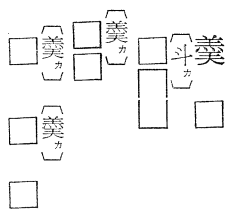
小形の付札。東裳は正倉院文書中にもみえる(大日本古文書 四一四七七書)。衣服の一種か。

68×28×6 6021

二六三〇 斗



斗斗



114×64×9 6065

「斗」は斗である(大日本古文書 六一七三)。若干の欠損はあるが完形。

二六三一





原形は上・下に切込みを入れた荷札であろう。上・左欠。

(188) × (14) × 7 6039

二六三 〔五カ〕
□月十八日

114 × 29 × 6 6051

二六三 □田福長

6091

SD三一二三四溝

6 A A E · 6 A A F

二六四 (備前國)
上道郡浮浪人調鐵一連

183 × 21 × 4 6032

調鐵の荷札。浮浪人の貢進物付札は他に二六空がある。また正倉院には、常陸国久慈郡住の浮浪人が貢進した白布が遺存している(松島順正「正倉院古銘文集成」)。備前国の調鐵の貢進は延暦一五年一月一三日停止されている(類聚三)。六片に分離しているが、ほぼ原形。

SA三〇九九柵

6 A A E · 6 A A F

二八五 若狹國遠敷郡小丹生郷三家人波泉調塩一斗

144×29×4 6031

二八六 出雲國交易紫菜三斤「太」

(133)×22×6 6031

『延喜主計式』には、出雲国の中男作物として紫菜がみえる。交易雑物にはみえない。「太」は大斤の意か。

このような表示は他にも例がある(概報四・正倉院藏丹・袋・同胡粉袋等墨書)。上欠。

二八七 歳〔歳カ〕

6091

二八八 二三〔四カ〕□□□□□□ 受□□□合

(145)×(6)×6 6081

SK三一二四土壙

6 A A E · 9 A A F

二八九 (若狹國) 遠敷郡□□□□

・ 天平十九年十月

(137)×(24)×3 6081

右欠。左は原形か。下端は焼損している。

二八〇 □□□□□□□□□□□□□□□□

(189) × (10) × 6 6081

角偏の字を習書したもの。四周は原形をとどめない。

SB三一 六門基壇下層堆積土

6 A A E · 6 A A F

二八一 岸

39 × (141) × 5 6081

二八二

人宮人

人□人

□子交人□

〔升〕□火□

甘甘□□

人

夜

□麻呂□□又

(219) × 51 × 4 6019

SD三一 一三溝

6 A A E · 6 A A F

二六三

病二人
見十三人

男〔万呂〕
黑金逃
五百嶋已上二人菅原

万呂薪
犬万呂薪
少咋薪

刀佩逃
良否万呂
奴飯万呂盛

稻人病
殿万呂内舎口

・
□原採杭材遣

盛一束

天平勝寶八歲十一月九日上野豐濱

(328)×(33)×5 6019

某原で杭材を採る仕事のわりあてを記したものであろう。「病二人見十三人」とあるもののうち名前のみえるのは一名であるから、他の四名は欠損部分にあつたらしい。「薪」と注記のあるものは、採薪にあてられたものか。正倉院文書には仕丁が採薪にあつたことが散見する(二六〇参照)。菅原は地名か。菅原は現在の奈良市西郊一帯をいう(岸俊男「習宣の別業」『日』。『本古代政治史研究』所収)。「已上一人菅原」が、一人が菅原にすることを示す注記とすれば、杭材を採取する某原は「菅原」であることも考えられる。上下・左欠。

SD三二〇九溝

6 A A E · 6 A A F

二八四

□
□^訴
□_問

□_{三人}
□_{三人}
□_{三人}

(93)×(32)×4 6081

SA三二〇六柵

6 A A E · 6 A A F

二六〇

□ 廣万呂

□^{田カ}部^{田カ}人

□^{神カ}部石持

□^{神カ}部果安

• □ □ □

(145) × 33 × 4 6081

二六〇

□ □ □^{宮カ} 郷田部小 □ □ □^{一カ} □ □ □

• □ 月六日

(102) × 18 × 3 6039

二六〇

• □ □ 万呂 □ □ □

• □ □ □

(114) × (12) × 4 6081